

軽井沢町地域福祉計画

~誰ひとり取り残さないまち 軽井沢~

令和5年度~令和9年度

軽井沢

支えあいのまちづくりプラン



^{令和5年3月} 軽井沢町

はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大という、予想だにしなかった世界規模の災害により、人々の生活に大きな影響が出ております。とりわけ、それ以前より希薄化が指摘されていた地域のつながりは、公的・自主的な行動制限により、さらに深刻化しています。

このような状況の中、当町ではテレワークの普及などによる転入者が増加傾向にありますが、地域内のコミュニケーションは、十分であるとは言い難いのが現状です。

町は、第3次地域福祉計画において、地域住民が「他人事」ではなく「我が事」として主体的に取り組み、多様なニーズに対して関係機関などとの連携を密にして「丸ごと」の視点で進めていこうと



する「我が事・丸ごと」の考え方による地域共生社会の実現や、地域包括ケアシステムの構築など、中長期的なテーマを含めて地域福祉を推進してきましたが、計画期間が終了することに伴い、新たな地域の現状や社会動向、多様化・複雑化する生活課題などを踏まえ、第6次長期振興計画の基本方針のひとつである「誰ひとり取り残さないまち」を基本理念とし、第4次地域福祉計画の策定に取り組んできました。

高齢化が進行する中、障がいのある人もない人も、高齢者や若者、子育て世代など幅広い年代の誰もが住みやすく定着する町づくりには、行政の役割も必要ですが、地域のつながりが必要不可欠です。住民それぞれが地域福祉の担い手であることを認識し、「自助・互助・共助・公助」の視点に立って支えあう地域づくりを、住民をはじめ福祉事業者や社会福祉協議会などの関係機関と協力、連携を深めながら進めていきますので、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、今回の計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました地域福祉計画策定委員会の委員の皆様、並びにアンケート調査・パブリックコメントにご協力をいただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和5年3月

軽井沢町長 土屋 三千夫

国 次

<u>第1</u>	章 計画策定の趣旨	1
1	計画の背景	1
2	計画の目的	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	3
第2	章 軽井沢町の地域福祉の現状	4
1	社会•経済構造	4
2	各福祉領域の状況	7
3	軽井沢町の福祉サービス・事業	16
4	住民の意識 (地域福祉に関する町民・関係機関・団体アンケート調査結果).	22
<u>第3</u>	章 計画の基本理念と目標	48
1	基本理念	48
2	基本目標	
3	施策の体系	51
4	持続可能な軽井沢目標"S軽Gs"の視点に立った施策の推進	52
<u>第4</u>	章 施策の内容	53
1	健やかで安心な生活を支えるまちづくり	53
2	子育てを地域で支えるまちづくり	
3	健康寿命の延伸と介護が必要になっても安心できるまちづくり	57
4	障がい等にかかわらず誰もが幸せに生活できるまちづくり	60
5	自助・互助・共助・公助による支えあいのまちづくり	63
<u>第5</u>	章 重点施策	72
重	点施策の概要	72
<u>第6</u>	章 計画の推進に向けた取り組み方針	73
1	計画の推進	73
2	地域福祉における役割分担	
<u>資料</u>	編	75
1	軽井沢町地域福祉計画策定委員会委員名簿	75
2	 計画の策定経過	

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の背景

地域福祉とは、すべての住民同士の絆やつながりを大切にし、お互いの支えあいの仕組みやネットワークを作っていくことで、住みやすいまちづくりの活動を進めることです。また、【福祉】は「<u>ふ</u>だんの <u>く</u>らしの <u>し</u>あわせ」をつくる仕事ともいえます。これは、地域で暮らすさまざまな生活状況にある誰もが、不安なく生活を送れるようにするためのものであるという意味を持っています。

近年、地域を取り巻く生活の課題やニーズはますます多様化しており、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化など、世帯や個人の環境も大きく変化しています。その中には介護や子育てに対する不安など、複数の悩みを抱えながら生活している人も少なくありません。そのような人が適切な相談窓口や支援につながらないことなど、その課題は深刻化しています。

また、令和2年から新型コロナウイルス感染症が感染拡大していることにより、家族や身近な人とのつながりがいっそう希薄化しています。人や地域間の自由な交流が大きな制約を受け、地域でのつながりやお互いに支えあう機能の低下が著しくなってきており、地域での支えあいの重要性が高まっています。さらに、休業や失業などによる生活困窮者が増加し、身近な地域だけでなく、社会全体へ大きな影響を及ぼしています。

国においては、「社会福祉法」にて、今後の社会福祉の基本理念として「地域福祉の推進」を掲げると同時に、地域福祉を推進する主体や目的を定め、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することを求めています。また、平成 30 年4月の一部法改正により、地域福祉計画の策定について、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに地域福祉計画は「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置づけられています。

軽井沢町では、これまで保健福祉複合施設「木もれ陽の里」を拠点とし、町における福祉のニーズに対応してきました。平成30年3月には「第3次軽井沢町地域福祉計画(軽井沢支えあいのまちづくりプラン)」を策定し、【安心して暮らせる健康福祉のまち】を基本理念に掲げ、地域住民が「他人事」ではなく「我が事」として主体的に取り組むとともに、多様なニーズに対して関係機関などとの連携を密にして「丸ごと」の視点で進めていこうとする「我が事・丸ごと」の考え方による地域共生社会の実現、地域包括ケアシステムの構築など、中長期的なテーマも含めて地域福祉を推進してきました。今回、「第3次軽井沢町地域福祉計画」が計画期間の終了を迎えたため、新たな地域社会の特性・社会動向・住民のニーズなどを踏まえた見直しを行い、令和5年度以降の地域福祉推進の方向性や各取り組みについて、具体的なあり方を示すため「第4次軽井沢町地域福祉計画」を策定します。

2 計画の目的

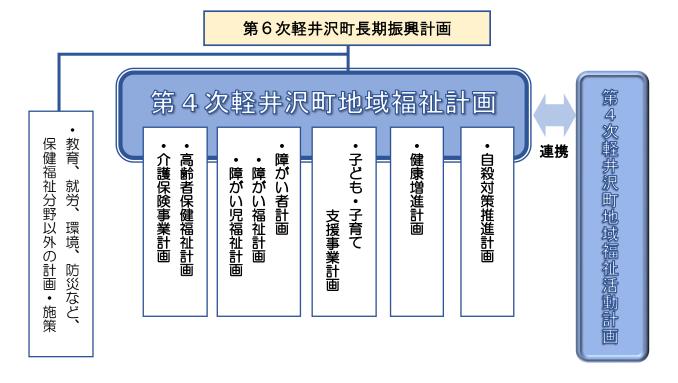
本計画は、地域における福祉のマスタープランとしての役割を担うものです。高齢者、障がい者、子ども・子育てといった多様な福祉分野との共通事項に加えて、生活困窮者の自立支援や重層的支援体制の整備などの昨今の多様化・複雑化する生活課題への支援策について定め、連携を図るとともに、「我が事・丸ごと」「自助・互助・共助・公助」の考え方による地域共生社会の実現へ向けた地域福祉の方針を明確にするため、本計画を策定します。

3 計画の位置づけ

本計画は、地域福祉計画策定委員会による検討を経て、軽井沢町が目標とする地域福祉の 実現のため、基本的な方向性と具体的な取り組み内容を示すものです。地域福祉の推進のた め、社会福祉法第107条に基づき、地域において重要な役割を果たす計画です。

また、本計画は、軽井沢町の最上位計画「第6次軽井沢町長期振興計画」を上位計画とする地域福祉のマスタープランとなります。さらに「軽井沢町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「軽井沢町障がい者計画」「軽井沢町障がい福祉計画」「軽井沢町障がい児福祉計画」「軽井沢町子ども・子育て支援事業計画」「軽井沢町健康増進計画」「軽井沢町自殺対策推進計画」の福祉関連計画の上位計画としても位置づけられるとともに、男女共同参画、教育、就労、環境、防災など各関連分野の行政計画とも整合を図る計画となります。

また、社会福祉協議会が策定する「軽井沢町地域福祉活動計画」は、町の地域福祉における基盤・体制と具体的な推進手法をより効果的なものとするため、本計画と一体的な策定を行うとともに、本計画と両輪となって軽井沢町の地域福祉を推進する計画として位置づけられます。



4 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度とし、9年度を目標年度とする5か年計画とします。 なお、計画期間中において、社会情勢などによって見直しが必要となった場合は、計画内容の見直しを行います。

令 和 2年度 3年度 (2020) (2021)	令 和	令	令	令 和	令	令	令 和	令 和
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11 年度
	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)
第3次計画	国	第43		沢町地 本計画		上計画	第5%	対計画

第2章 軽井沢町の地域福祉の現状

1 社会 • 経済構造

1. 人口・世帯の推移

国勢調査における令和2年の総人口は19,188人、世帯数は8,586世帯となっています。人口は平成22年まで増加傾向にあり平成27年にかけて減少していますが、令和2年には再び増加に転じています。一方、世帯数は平成12年以降増加を続けていますが、平均世帯員数は減少し続けています。また、令和2年にかけての総人口の増加の要因として、近年における新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、職種によっては在宅勤務などが可能となるケースが増加していることが考えられます。

(単位:人、世帯)

	総人口	增加率 (%)	世帯数	增加率 (%)	平均世帯員数
平成 12 年 (2000)	16, 181	5. 4	6, 203	9. 7	2. 61
平成 17 年 (2005)	17, 144	6. 0	6, 752	8. 9	2. 54
平成 22 年 (2010)	19, 018	10. 9	8, 082	19. 7	2. 35
平成 27 年 (2015)	18, 994	-0. 1	8, 247	2. 0	2. 30
令和2年 (2020)	19, 188	1. 0	8, 586	4. 1	2. 23

資料:国勢調査

【参考】軽井沢町における人口・世帯の推移(町住民基本台帳) (単位:人、世帯)

	総人口	増加率 (%)	世帯数	增加率 (%)	平均世帯員数
平成 30 年 (2018)	20, 423	0. 5	9, 957	2. 1	2. 05
令和元年 (2019)	20, 465	0. 2	10, 077	1. 2	2. 03
令和2年 (2020)	20, 833	1. 8	10, 222	1. 4	2. 04
令和3年 (2021)	21, 196	1. 7	10, 464	2. 4	2. 03
令和4年 (2022)	21, 488	1. 4	10, 703	2. 3	2. 01

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

2. 年齢3区分別人口の推移

令和2年の年齢3区分別人口は、年少人口(0~14歳)が2,133人、生産年齢人口(15~64歳)が9,991人、高齢者人口(65歳以上)が6,148人となっています。平成22年以降、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にありますが、高齢者人口が増加傾向にあります。

令和2年の年齢3区分別人口の構成比を長野県と比較すると、3区分とも構成比(%)に 大きな差異はみられません。

(単位:人)

	年少人口		生産年齢	人口	高齢者人口			
	(0~14歳)	構成比 (%)	(15~64 歳)	構成比 (%)	(65 歳以上)	構成比 (%)	年齢不詳	総人口
平成 12 年 (2000)	2, 458	15. 2	10, 550	65. 2	3, 168	19. 6	5	16, 181
平成 17 年 (2005)	2, 414	14. 1	10, 888	63. 5	3, 842	22. 4	0	17, 144
平成 22 年 (2010)	2, 453	12. 9	11, 766	62. 1	4, 739	25. 0	60	19, 018
平成 27 年 (2015)	2, 229	12. 0	10, 772	57. 9	5, 610	30. 1	383	18, 994
令和2年 (2020)	2, 133	11. 7	9, 991	54. 7	6, 148	33. 6	916	19, 188
長野県 (令和2年)	242, 873	12. 1	1, 118, 429	55. 7	646, 942	32. 2	39, 767	2, 048, 011

資料:国勢調査(構成比は「年齢不詳」を除いて算出)

3. 高齢者のいる世帯数の推移

令和2年の高齢者のいる一般世帯数は3,920世帯、一般世帯数に占める割合は45.8%となっています。高齢化の影響により、一般世帯数に占める割合は増加し続けており、平成12年と令和2年を比較すると約1.3倍に増加しています。

(単位:世帯)

	高齢者のいる 一般世帯	高齢者単身 世帯	高齢者夫婦 世帯	その他の 世帯	一般世帯数に 占める割合 (%)	一般世帯数
平成 12 年 (2000)	2, 194	465	520	1, 209	35. 4	6, 193
平成 17 年 (2005)	2, 569	578	628	1, 363	38. 2	6, 733
平成 22 年 (2010)	3, 182	809	845	1, 528	39. 4	8, 070
平成 27 年 (2015)	3, 624	918	1, 106	1, 600	44. 1	8, 215
令和2年 (2020)	3, 920	1, 010	1, 295	1, 615	45. 8	8, 564

※高齢者夫婦世帯とは、夫婦ともに65歳以上かつ夫婦のみの世帯をさします。

資料:国勢調査

4. 産業3区分別就業人口の推移

令和2年の産業3区分別就業人口は、第1次産業が296人、第2次産業が1,186人、第3次産業が6,859人、総数は8,427人となっています。それぞれの構成比は3.5%、14.1%、81.4%となっており、第3次産業が約8割を占めています。

			総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の 産業
	_ 5.07./	総数	9, 252	306	1, 289	7, 373	284
±	平成 27 年 (2015)	男	4, 931	182	948	3, 644	157
実 数	(2010)	女	4, 321	124	341	3, 729	127
\bigcirc		総数	8, 427	296	1, 186	6, 859	86
	令和2年 (2020)	男	4, 453	182	886	3, 336	49
	(====,	女	3, 974	114	300	3, 523	37
		総数	100. 0	3. 3	13. 9	79. 7	3. 1
構	平成 27 年 (2015)	男	100. 0	3. 7	19. 2	73. 9	3. 2
構成比	(=0.0)	女	100. 0	2. 9	7. 9	86. 3	2. 9
%		総数	100. 0	3. 5	14. 1	81. 4	1. 0
	令和2年 (2020)	男	100. 0	4. 1	19. 9	74. 9	1. 1
	(2320)	女	100. 0	2. 9	7. 5	88. 7	0. 9

資料:国勢調査

2 各福祉領域の状況

1. 要介護認定者数の推移

令和3年度の要介護認定者数は合計 826 人で、介護度別の内訳は表のとおりです。平成29年度から令和元年度にかけては700人台で推移していますが、令和2年度以降は800人台で推移しています。特に、令和元年度から令和2年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により外出機会が極端に減少しており、身体機能の低下などにより、要介護状態が進行しているものと思われます。

(単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成 29 年度 (2017)	43	92	160	193	87	98	75	748
平成 30 年度 (2018)	36	91	155	184	93	103	84	746
令和元年度 (2019)	43	89	140	186	100	110	92	760
令和2年度 (2020)	44	95	134	204	119	110	100	806
令和3年度 (2021)	37	93	130	197	135	124	110	826

資料:保健福祉課(各年度末現在)

2. 障がい種別身体障害者手帳交付者数の推移

令和3年度の障がい種別身体障害者手帳交付者数は、下肢機能が265人と最も多く、次いで心臓機能が114人、上肢機能が113人となっています。平成29年と比較すると、聴覚・上肢機能・下肢機能・腎臓機能・免疫機能は増加率が120.0%を超えており、高齢化の影響などが考えられます。

(単位:人)

障がい種別	平成 29 年度 (2017)	令和3年度 (2021)
視覚	28	30
聴覚	83	107
平衡機能	3	1
音声言語そしゃく機能	10	11
上肢機能	67	113
下肢機能	211	265
体幹機能	70	63
運動機能	5	2
心臓機能	112	114
腎臓機能	39	55
呼吸機能	14	13
ぼうこう・直腸機能	37	34
小腸機能	0	1
免疫機能	2	6
肝臓機能	0	0
計	681	815

資料:保健福祉課(各年度末現在)

※総数は、障がいの重複による数

3. 等級別身体障害者手帳交付者数の推移

令和3年度の身体障害者手帳交付者数の合計は690人で、等級別の内訳は表のとおりです。 令和元年度以降は700人を下回っており、平成29年度と令和3年度を比較すると12人減少 しています。

(単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成 29 年度 (2017)	203	82	127	173	40	77	702
平成 30 年度 (2018)	198	96	136	183	37	77	727
令和元年度 (2019)	191	94	128	172	36	76	697
令和2年度 (2020)	193	87	104	172	33	78	667
令和3年度 (2021)	190	94	115	182	33	76	690

資料:保健福祉課(各年度末現在)

4. 等級別療育手帳交付者数の推移

令和3年度の等級別療育手帳交付者数は合計 121 人で、18 歳未満が 25 人、18 歳以上が 96 人となっています。平成 29 年度と比較すると、全体の交付者数が 13 人増加していますが、等級別にみると大きな差異はありません。

(単位:人)

		A 1 (重度)	A 2 (中度)	B 1 (中度)	B 2 (軽度)	計
	18 歳未満	7	2	6	8	23
平成 29 年度 (2017)	18 歳以上	29	2	30	24	85
(2017)	計	36	4	36	32	108
	18 歳未満	9	1	6	9	25
令和3年度 (2021)	18 歳以上	32	1	34	29	96
(_3_1)	計	41	2	40	38	121

資料:保健福祉課(各年度末現在)

5. 等級別精神障害者保健福祉手帳交付者数(発達障がい・てんかん等 含む)の推移

令和3年度の等級別精神障害者保健福祉手帳交付者数は合計 159 人で、平成 29 年と比較 すると 42 人増加しています。また、自立支援医療(精神通院医療)は 270 人で、平成 29 年 と比較して 83 人増加しています。

(単位:人)

	1級	2級	3級	計	自立支援医療 (精神通院医療)
平成 29 年度 (2017)	48	57	12	117	187
令和3年度 (2021)	67	75	17	159	270

資料:保健福祉課(各年度末現在)

6. 保育園児数の推移

令和3年度の保育園児数は合計 427人で、3歳未満は113人、3歳以上は314人となっており、平成30年度以降、400人台で推移しています。令和元年度から令和2年度にかけて合計人数がやや減少している点については、新たに開校・開園した私立保育園などへの移行が影響していると考えられます。

(単位:人)

	3歳未満	3歳以上	計
平成 30 年度 (2018)	129	301	430
令和元年度 (2019)	154	304	458
令和2年度 (2020)	132	282	414
令和3年度 (2021)	113	314	427

資料:こども教育課(各年度末現在)

7. 児童館の利用者数の推移

令和3年度の児童館の利用者数は合計53,154人で、幼児が3,201人、小学生が49,738人、中学生が207人、高校生が8人となっています。令和元年度から2年度にかけ、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、利用者数が大幅に減少しています。

(単位:人)

	幼児	小学生	中学生	高校生	計
平成 29 年度 (2017)	6, 354	73, 439	704	143	80, 640
平成 30 年度 (2018)	5, 758	70, 984	800	36	77, 578
令和元年度 (2019)	4, 630	63, 264	354	25	68, 273
令和2年度 (2020)	3, 093	38, 101	40	6	41, 240
令和3年度 (2021)	3, 201	49, 738	207	8	53, 154

資料:こども教育課(各年度末現在)

8. ひとり親世帯数の推移

令和3年度のひとり親世帯数は合計148世帯で、父子世帯が5世帯、母子世帯が143世帯となっています。

(単位:世帯)

	父子世帯	母子世帯	計	世帯数に 占める割合 (%)	世帯数
平成 30 年度 (2018)	7	167	174	1. 8	9, 859
令和元年度 (2019)	7	161	168	1. 7	10, 029
令和2年度 (2020)	8	156	164	1. 6	10, 189
令和3年度 (2021)	5	143	148	1. 4	10, 429

資料:こども教育課(各年度8月1日現在)

9. 生活保護世帯の推移

令和3年度の生活保護世帯数は合計39世帯で、保護内容では生活扶助が39件、住宅扶助が22件と多くなっています。平成30年度までは約30世帯、令和元年度以降は約40世帯で推移しています。また、今後も新型コロナウイルス感染症の影響などにより、生活困窮状態となってしまう可能性の高い世帯が増え、生活保護を必要とする状況が増加することが予想されます。

(単位:件)

	世帯数(世帯)	生活 扶助	教育 扶助	住宅 扶助	生業 扶助	出産 扶助	葬祭 扶助	医療 扶助
平成 29 年度 (2017)	29	29	1	14	I	I	1	2
平成 30 年度 (2018)	28	28	2	21	-	ı	1	6
令和元年度 (2019)	37	37	1	24	1	I	_	7
令和2年度 (2020)	40	40	1	30	I	I	-	11
令和3年度 (2021)	39	39	1	22	1	_	_	8

資料:保健福祉課(各年度末現在)

10. 民生委員・児童委員への相談及び心配ごと相談の状況

令和3年度の民生委員・児童委員への相談件数は、合計 268 件で、生活問題が 152 件と最も多く、高齢者問題が 74 件、児童母子問題が 42 件となっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響によって直接相談の機会が減少したことにより、令和元年度から令和2年度にかけ、相談件数がおおむね半減しています。

「生活問題」の内容は多岐に渡ることから、それぞれの事案に対し、適切な支援へとつな げられる体制を整備していくことが必要です。

(単位:件)

	生活問題	児童母子 問題	高齢者 問題	結婚問題	土地問題	交通事故 問題	その他	計
平成 29 年度 (2017)	276	52	162	0	11	0	0	501
平成 30 年度 (2018)	275	99	122	0	0	0	0	496
令和元年度 (2019)	227	92	161	0	0	0	0	480
令和2年度 (2020)	133	42	71	0	0	0	0	246
令和3年度 (2021)	152	42	74	0	0	0	0	268

資料:保健福祉課(各年度末現在)

「木もれ陽の里」で毎月実施している心配ごと相談への令和3年度の相談件数は、合計9件で、平成29年度以降、4~12件で推移しています。

(単位:件)

	生活問題	児童母子 問題	高齢者 問題	結婚問題	土地問題	交通事故 問題	その他	計
平成 29 年度 (2017)	3	0	1	0	0	0	0	4
平成 30 年度 (2018)	3	0	0	4	2	0	3	12
令和元年度 (2019)	1	0	1	0	0	0	0	2
令和2年度 (2020)	2	0	0	1	0	0	1	4
令和3年度 (2021)	3	1	1	2	1	0	1	9

資料:軽井沢町社会福祉協議会(各年度末現在)

11. ボランティア養成講座などの参加者数

令和3年度のボランティア養成講座などの参加者数は、学生福祉体験学習(小中学生)が438人、地区防災講座が131人、SDGs入門講座が47人、サマーチャレンジボランティアが11人となっています。

(単位:人)

名称	参加者数
学生福祉体験学習(小中学生)	438
地区防災講座	131
SDGs入門講座	47
サマーチャレンジボランティア	11

資料:軽井沢町社会福祉協議会(令和3年度末現在)

12. ボランティアセンター登録団体の状況

令和4年のボランティアセンター登録団体数は合計 47 団体、会員数は 1,187 人となっています。活動団体の内訳は、まちづくり関係が 21 団体と最も多く、次いで子育て・青少年支援関係が 10 団体、障がい者関係が 9 団体などとなっています。

(単位:人)

	団体数 (団体)	会員数
高齢者関係	2	28
障がい者関係	9	185
子育て・青少年支援関係	10	190
自然環境保護関係	5	161
まちづくり関係	21	623
計	47	1, 187

資料:軽井沢町社会福祉協議会(令和4年4月1日現在)

13. 外国籍人口の推移

令和4年の町内の外国籍人口は合計 550 人で、内訳は米国籍が 77 人と最も多く、次いで中国籍が 75 人、ベトナム国籍が 49 人などとなっています。長野県全体と比較すると、米国籍の人の割合が多く、長野県全体で上位にあるブラジル国籍・フィリピン国籍などが少なくなっています。

軽井沢町の外国籍の人口は平成24年からの10年間で2倍以上に増加しており、とりわけ「その他」の増加が著しいことからさまざまな国籍の人が住んでいることがうかがえる結果となっています。多様な文化を許容する福祉意識の醸成と、外国籍の人の暮らしに対する支援がますます重要であるといえます。

(単位:人)

国籍	中国	米国	韓国	タイ	ドイツ	その他	計
平成 24 年 (2012)	69	48	40	24	15	54	250
国籍	中国	米国	韓国	タイ	ベトナム	その他	計
平成 29 年 (2017)	92	71	40	36	21	191	451
国籍	米国	中国	ベトナム	韓国	タイ	その他	計
令和4年 (2022)	77	75	49	43	34	272	550

資料:住民課(各年4月1日現在)

【参考】長野県における外国籍住民数

(単位:人)

国籍	中国	ベトナム	ブラジル	フィリピン	韓国	タイ	
人数	8, 109	5, 185	4, 859	4, 664	3, 059	2, 253	
国籍	インドネシア	台湾	米国	ネパール	ペルー	その他	計
人数	1, 096	694	622	541	415	3, 370	34, 867

資料:長野県「外国人住民統計」(令和3年12月31日現在)

3 軽井沢町の福祉サービス・事業

1. 障がい者関連各種サービス・事業の一覧

軽井沢町では、障がい者支援制度や介護保険制度も含め次のような福祉サービス・事業を 実施しています。

サービス・事業名	概要
障害者手帳の交付	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得により、
	障がいの種別と程度に応じたサービスを利用することができます。
	各種の施設サービス(施設入所・通所も含む)、在宅サービスについ
障害者総合支援制度	て、町で調査・認定を行い、利用者負担をいただきながら、利用者と
字百名 No 口 又 汲 问 反	指定施設・事業者が直接契約を結ぶことによってサービスを利用する
	制度です。
補装具の交付・修理	身体障害者手帳の交付を受けた人が、身体上の障がいを補う補装具の
	交付及び修理に対し給付を行います。
日常生活用具の給付 日常生活用具の給付	重度の身体障がい者(児)・知的障がい者(児)などに対して、日常生
口币工冶历共砂帽门	活を容易にする用具の給付を行います。
居宅介護	日常生活に支障のある身体・知的・精神の障がい者に対し、居宅にお
(ホームヘルプサービス)	ける入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。
短期入所	障がい者(児)を介護している保護者が、病気や冠婚葬祭、旅行、介
(ショートステイ)	護疲れなどで一時的に介護ができなくなった時に、短期間、夜間を含
	め、施設での入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。
	在宅で介護を必要とする身体障がい者(児)、心身障がい者(児)を
訪問入浴サービス	対象に、自宅での入浴が困難な場合、移動入浴車が訪問し、入浴サー
	ビスを提供します。
住宅改造費助成	障がい者を対象に、在宅での生活がしやすいように住宅を改造する場
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	合、その費用の一部を助成します。
	就労する身体障がい者を対象に、自らが所有し、運転する自動車の操
自動車改造費助成	向装置などを改造する必要がある場合、10万円を上限としてその費
	用を助成します。
	身体障害者手帳 1 ~ 4 級·精神障害者保健福祉手帳·療育手帳(A 1·
福祉医療費制度	A 2 · B 1)·特定疾患医療受給者証をお持ちの方を対象に、病院な
	どで診療を受けた時の自己負担分を補助します。(所得制限あり)
	20 歳以上で身体・知的・精神の重度の障がいが重複し、日常生活に
特別障害者手当	常時特別の介護を必要とする状態にある人を対象に、手当を支給し
	ます。

サービス・事業名	概要
	ひとり暮らしの重度身体障がい者や介助できる同居者がいない重度身
緊急通報装置設置事業	体障がい者のいる世帯を対象に、家庭において急病や災害などの緊急
	時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与します。
配食安否確認事業	心身に障がいのある方のいる世帯を対象に、配食サービスを提供する
11. 良女百傩秘事未	とともに、安否確認を行います。
	軽井沢町内に1年以上住所を有する方で、重度の心身障がい者(児)と
介護者慰労金支給事業	同居し、在宅で6か月以上介護するなど、要件を満たした方に介護慰
	労金を支給します。
障害児福祉手当	20 歳未満で、身体・知的・精神の重度の障がいにより日常生活に常時
呼音光袖位于 自	特別の介護を必要とする状態にある児童を対象に、手当を支給します。
特別児童扶養手当	20 歳未満で、身体・知的・精神の中程度の障がいのある児童を扶養す
付別汇里沃食于日	る養育者を対象に、手当を支給します。
	町内には、障害者入所支援施設「浅間学園」・「軽井沢治育園」、共同
	生活援助施設「浅間学園」・「軽井沢治育園ミズナラ」・「四季」、障害
その他の施設サービス	児通所支援施設「にじいろポケット」、就労移行支援施設「チャレン
ての他の心故り一と人	ジドジャパン軽井沢センター」、就労継続支援B型事業所「どっこい」・
	「チャレンジドジャパン軽井沢センター」、地域活動支援センターな
	どがあります。

資料:保健福祉課·住民課·社会福祉協議会(令和4年4月1日現在)

2. ひとり親・児童関連各種サービス・事業の一覧

サービス・事業名	概要		
母子・父子・寡婦生活福祉資金	配偶者のいない者に対し、貸付を行います。		
保育園・幼稚園	家庭で保育できない場合に、未就学児を預かります。		
児童館(6か所)	子どもたちに健全な遊び場を提供し、健康増進や情操豊かな心を培う場として設置しています。		
児童手当	中学校修了前の子どもを養育している人に支給します。		
児童扶養手当	父母の離婚などにより子どもを養育しているひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給します。		
福祉医療費制度	児童やひとり親家庭の親、特別児童扶養手当1・2級該当者が病院などで診療を受けた時の自己負担分を助成します。(所得制限あり)		

資料:こども教育課・住民課・佐久保健福祉事務所(令和4年4月1日現在)

3. 高齢者関連各種サービス・事業の一覧

サービス・事業名	概要
	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、家庭において急
緊急通報装置設置事業	病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装
	置を貸与します。
ひとり暮らし高齢者等	ひとり暮らし高齢者などが心身の状況や日常生活に異常がないかを
安心コール事業	定期的に電話で確認を行います。
三	65 歳以上の単身世帯、高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯を対象
配食安否確認事業 	に、配食サービスを提供するとともに、安否確認を行います。
	概ね 65 歳以上の高齢者で、歩行が困難、身体虚弱、障がいなどの状
为山 十 柯 - 均 学共 - 12 - 2	況にあり、家庭において送迎が困難な人、あるいは一般の交通機関の
外出支援・移送サービス 	利用が困難な人を対象に、タクシーの初乗り料金と迎車料金を一定額
	補助します。
	60 歳以上のひとり暮らし高齢者及び夫婦のみ世帯を対象とし、高齢
	者向けの設備・構造を有し、かつ緊急通報システムの一環として相互
高齢者住宅	通話方式のインターフォン及び非常ベルを設置した集合住宅におい
	て、ライフサポートアドバイザーによる生活指導、健康相談、安否確
	認などのサービスが受けられます。
	65 歳以上のすべての方を対象に、介護が必要な状態にならず、住み
	慣れた地域で元気に暮らすための取り組みです。通いの場を開催す
	るための種まき事業として「足腰お達者教室」、通いの場の開催支援
一般介護予防事業	のための「通いの場への講師派遣」を実施しています。また、効果的
	な介護予防の実施・評価として「リハビリ専門職の派遣」や、認知症
	の発症予防や進行を先送りにするために、頭と体を一緒に使う「頭と
	体の健康教室」を開催しています。
	生活援助として訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、機能訓練
介護予防・生活支援	として通所介護相当サービス、通所型サービスAを構築し、多様なサ
サービス事業	ービス利用を促進し、可能な限り居宅において自立した生活を営む
	ことができるように支援します。
短期保護事業	概ね 65 歳以上で、一時的に家庭での生活が困難な場合に、家族に代
(介護保険対象者を除く)	わって短期保護施設で介護を行います。
介護用品の支給	在宅で介護が必要な状態で、紙おむつなどの介護用品が常時必要な人
川設用品の大和	を介護している家族に対して、介護用品を支給します。(所得制限あり)
	高齢者を介護している家族や援助者を対象に、介護方法や介護予防、
家族介護教室	介護者自身の健康づくりなどについての知識・技術を習得するため
	の教室を開催しています。

資料:保健福祉課·住民課·教育委員会(令和4年4月1日現在)

	サービス・事業名	柑	既要		
		高齢者を介護している家族を対象	に、介護から一時的に解放し、心身		
家族介護者交流事業		のリフレッシュを図るため、交流	会・レクリエーションなどを実施し		
		ています。			
		要介護4または5の認定を受けた	:高齢者を介護する家族や援助者で、		
介	護者慰労金支給事業	在宅で6か月以上介護するなど、要件を満たした方に介護慰労金を支			
		給します。			
		高齢者への生きがいづくりと健康	ぜ進を目的に、老人クラブへの活動		
生きが	いづくりと健康増進事業	支援として補助金の支給、65 歳	以上の方で一定期間町内に居住して		
		いる方を対象に「すこやかお出か	け利用券」を支給します。		
	老人福祉センター	65 歳以上、または老人クラブに	加入している人を対象に、高齢者の		
	七八価値センダー	健康づくりや教養の向上、入浴、	憩いの場として運営しています。		
		高齢者が住み慣れた地域でその人	、らしい生活を続けられるように、介		
地	域包括支援センター	護・福祉・健康・医療など、さまざまな面で専門職が連携して総合的			
		な支援を行います。			
		特別養護老人ホーム「かるいざわ	敬老園」、地域密着型特別養護老人		
そ	の他の施設サービス	ホーム「みなみかるいざわ敬老園]」、養護老人ホーム「静山荘」など		
		があります。			
		• 訪問介護	• 短期入所生活介護		
		• 訪問入浴介護	• 短期入所療養介護		
介	在宅サービス	• 訪問看護	• 特定施設入居者生活介護		
護	(居宅サービス)	• 訪問リハビリテーション	• 福祉用具の貸与		
l 除	(店七り し人)	• 通所リハビリテーション	• 福祉用具購入費の支給		
給付		• 居宅療養管理指導	• 住宅改修費の支給		
介護保険給付など		• 通所介護			
٤	施設サービス	• 介護老人福祉施設	• 介護療養型医療施設		
		• 介護老人保健施設			
	地域密着型サービス	• 認知症対応型共同生活介護	など		

資料:保健福祉課·住民課·教育委員会(令和4年4月1日現在)

4. その他社会福祉一般及び医療関連各種サービス・事業の一覧

+	サービス・事業名	概要				
保健センター		健康相談、健康指導、健康診査などの保健サービスを総合的に行ってい				
		ます。				
中央公民館		住民の健康づくりや憩いの場、交流や趣味の活動の場として利用されて				
	一个人工八品	います。				
	生活保護	病気などの理由により、生活に困窮している人に生活費を支給すると				
	工作体政	ともに、自立指導などを行います。				
	心配ごと相談	毎月1回「木もれ陽の里」において「心配ごと相談」窓口を開設して				
		います。				
		生活に何らかの困り事を抱えている人の相談を受け、関係機関への連				
	民生委員・児童委員	絡、橋渡しなど、地域の福祉を支える重要な役割を果たしています。				
福	及び主任児童委員	民生委員・児童委員は 40 名、主任児童委員が 2 名、国から委嘱を受				
福祉委員		けており、任期は3年となっています。				
員		民生委員・児童委員と同様、地域の福祉を支える重要な役割を果たし				
	人権擁護委員	ています。主に人権問題に関する相談や支援を専任して行い、6名が				
		法務大臣より委嘱を受けて活動しています。				
	保護司	罪を犯した人が地域で社会生活を送りながら自立更生するための手助				
	PINEX	けをしています。6名が国から委嘱を受けています。				
		日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい				
		者などのうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送				
日常	'生活自立支援事業・	れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスなどの利用援助な				
	成年後見制度	どを行います。成年後見制度は、判断能力の不十分な成年者を保護す				
		るため、本人のために法律行為を行う、または本人による法律行為を 				
		助ける者を選任する制度です。				
	自立支援医療	身体に障がいのある人が障がいを解消・軽減するために行う治療に対				
	(更生医療)	する費用を給付します。				
	自立支援医療	身体に障がいのある児童(18 歳未満)が、障がいの原因となる疾病を				
	(育成医療)	早期に治療するための費用を給付します。				
	自立支援医療	医療的なケアが必要な障がいのある方で、常に介護を必要とする方に				
(療養介護医療)		対し、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的				
		管理の下における介護に対する費用を給付します。				
	自立支援医療	精神疾患(てんかんを含む)で、通院による精神医療を継続する必要が				
(精神通院医療)		ある病状の方に、通院のための医療費の自己負担を原則1割負担まで軽				
		減する制度です。精神保健福祉手帳の申請相談にも応じます。				
養育医療給付		医師によって入院養育が認められた未熟児及び虚弱児に係る医療費を				
		給付します。				

資料:保健福祉課·住民課·教育委員会(令和4年4月1日現在)

サービス・事業名	概要	
児童福祉医療費制度	乳幼児(出生~満 18 歳に達する日以降の3月 31 日まで)を対象に、	
元里佃位区原其 前及	病院などで診療を受けた時の自己負担分を助成します。	
小児慢性特定疾病医療	慢性疾患のうち、特定された疾患にかかっている児童(原則 18 歳未	
助成制度 満)の治療費を給付します。		
	平成 30 年 4 月より妊産婦(母子手帳交付日から出産した後の 60 日ま	
福祉医療費制度	で)も対象となり、病院などで診療を受けた時(保険適用分)の自己	
佃仙区原頁削及	負担分を助成します。また、68歳から75歳未満の高齢者かつ町民税	
	非課税世帯を対象に、医療費の一部を支給しています。	
結核医療費公費負担	結核の治療が必要な人に、医療費を公費で助成します。	

資料:保健福祉課·住民課(令和4年4月1日現在)

5. 主要福祉関連施設一覧

施設名					
	• 地域包括支援センター				
保健福祉複合施設** (木もれ陽の里)	• 地域活動支援センター(障がい者共同作業所)				
(外 640例の主)	保健センター				
	• 東保育園	• 中地区児童館			
	• 南保育園	• 南地区児童館			
保育園・児童館など	• 中保育園	• 東地区児童館			
休月園・汽里館など	● 西保育園	• 中軽井沢児童館			
	• 長倉地区児童館	• 子育て支援センター「るるぱる」			
	• 西地区児童館				
その他	老人福祉センター[※]				
-C 071世	• 厚生住宅·身障住宅				

※印は、軽井沢町地域防災計画における福祉避難所に位置づけられています。

4 住民の意識

(地域福祉に関する町民・関係機関・団体アンケート調査結果)

1. 調査概要

①町民アンケート調査

●調香内容

5. 福祉に対する考えについて

7. 昨今の福祉における課題について

9. 地域の問題や課題等について

1. 回答者自身について 2. 地域や近所との関わりについて

3. 地域福祉への取り組み方について 4. ボランティア・地域活動について

6. 地域福祉に関わる仕組みについて

8. 地域福祉に関わる組織について

●調査の設計

調 査 対 象:軽井沢町在住の満 18歳以上の町民 調 査 方 法:無作為抽出による郵送配布・郵送回収 調査期間:令和4年7月1日(金)~7月15日(金)

発 送 数:1,500件

●回収結果

対 象 者 数:1,494件(※宛名不在による発送戻り6件有)

有効回収数:525件 (※回収数より白票などの無効票を除いた件数)

有効回収率: 35.1%

●回答者の属性(単位 上段:人、下段:%)

1.1 - 1	男性	女性	回 答 しない	無回答				
性別	331	184	2	8				
	63. 0	35. 0	0. 4	1. 5				
	19 歳以下	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	無回答
年代	1	5	27	69	71	104	234	14
	0. 2	1. 0	5. 1	13. 1	13. 5	19. 8	44. 6	2. 7
居住地区	新旧南朝	圣井沢区	中軽 ニュータ		追分・浅間	引台団地区	わからない	無回答
		123		243		150	2	7
		23. 4		46. 3		28. 6	0. 4	1. 3

②関係機関・団体への調査

●調査内容

- 団体活動の上で困っていることについて
- 他団体との活動の連携有無について
- 今後の他団体との活動の連携について
- 団体の今後の活動方針や課題について
- 活動する中での支援が必要な人の有無について
- 活動する中での地域での問題点や不足していると思うことなど
- 活動していく上で町に望むこと
- 活動していく上で社会福祉協議会に望むこと

など

●調査の設計

調 査 対 象:軽井沢町内の地域福祉に関係する機関・団体

調 查 方 法:郵送配布·郵送回収

調 査 期 間: 令和4年11月15日(火)~11月30日(水)

発 送 数:57件

●回収結果

対象団体数:54件(※宛名不在による発送戻り3件有)

有効回収数:37件 有効回収率:68.5%

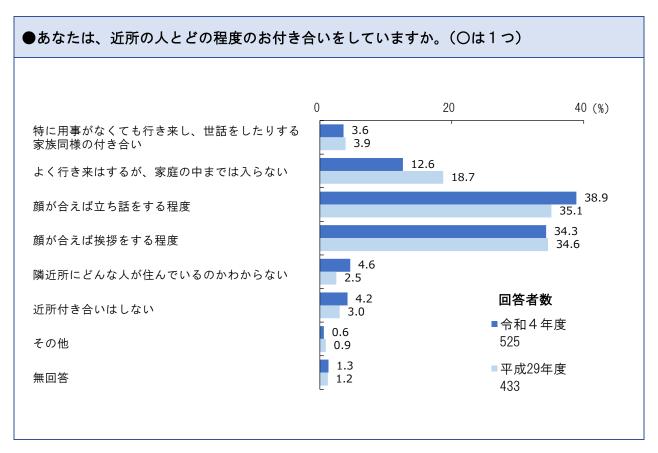
※調査結果の概要についての注意事項

- 回答は、各質問の回答者数を基数とした百分率(%)で示しています。
- 百分率は小数第二位を四捨五入して算出しています。このため、百分率の合計が 100% にならないことがあります。また、グラフにおける比率の合計は、コメントにおける 比率の合計と一致しない場合があります。
- 1つの質問に2つ以上答えられる"複数回答可能"の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

2. 調査結果の概要

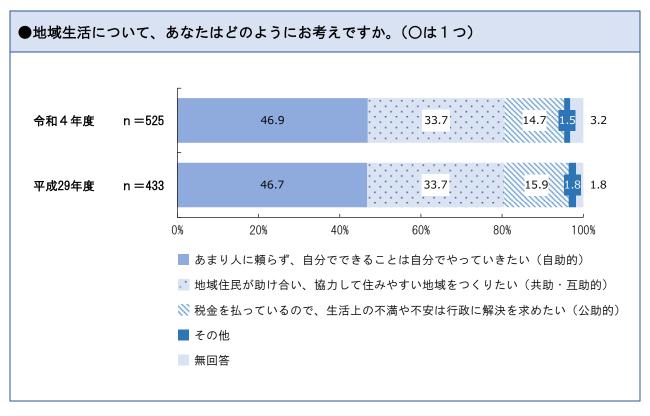
調査結果のうち、以下を抜粋して掲載します。

①町民アンケート調査

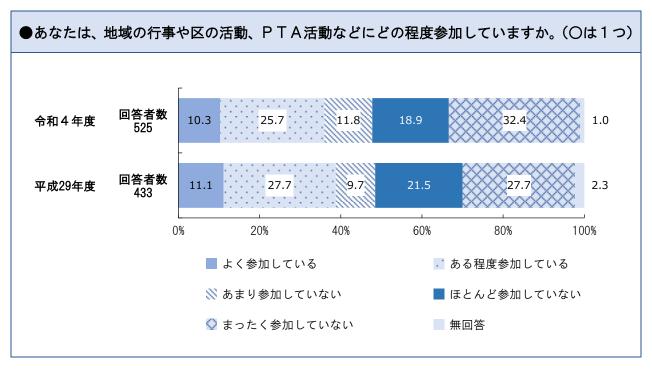


顔が合えば立ち話・挨拶をする人が合計約7割、一方、どんな人が住んでいるかわからない・近所付き合いはしないという方も約1割と一定数存在しています。

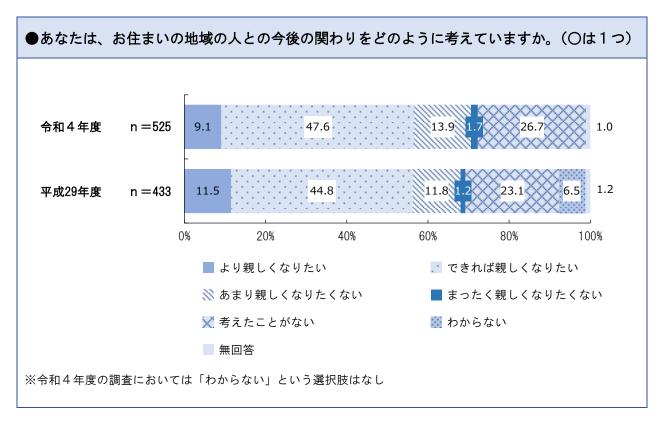
平成 29 年度と比較すると、「よく行き来はするが、家庭の中までは入らない」が 6.1 ポイント減少しています。



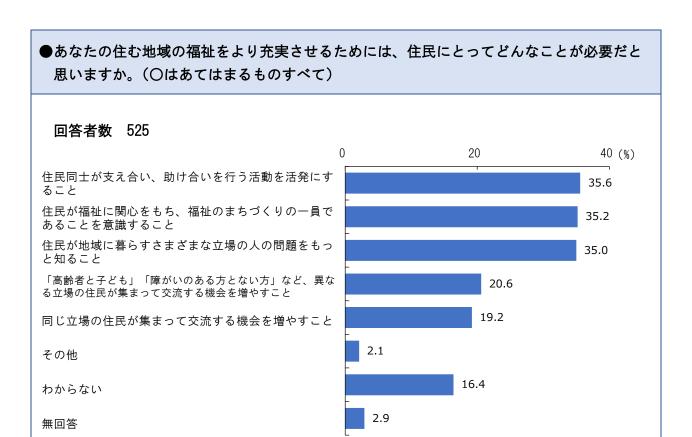
自分でできることは自分でやっていきたいという方(自助的)が約半数となっています。 平成29年度と比較すると、大きな差異はありません。



「よく参加している」と「ある程度参加している」を合わせた『参加している』は約4割となっています。一方、「まったく参加していない」も約3割となっています。 平成29年度と比較すると、大きな差異はありません。



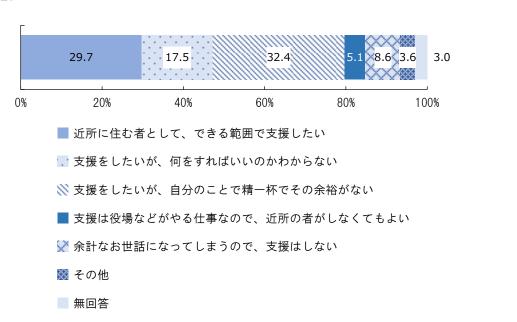
「より親しくなりたい」と「できれば親しくなりたい」を合わせた『親しくなりたい』が 半数超となっています。また、「あまり親しくなりたくない」と「まったく親しくなりたくない」を合わせた『親しくなりたくない』は約1割にとどまっています。



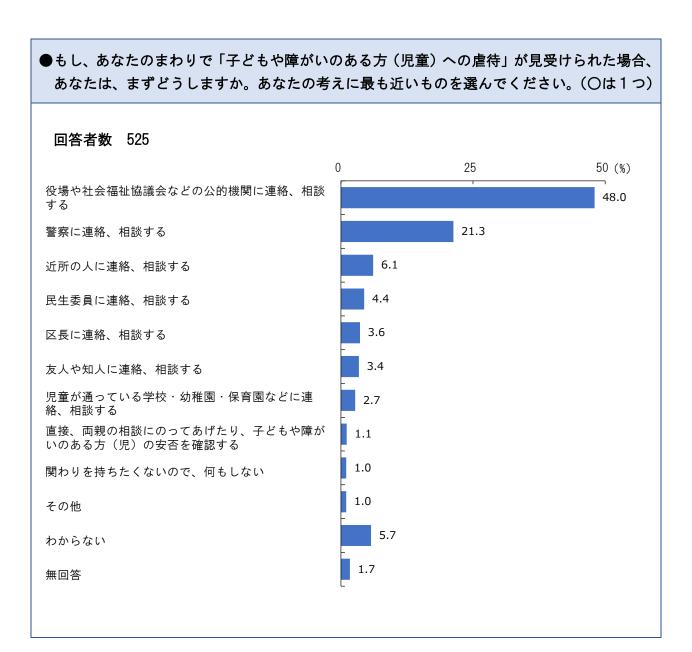
上位3項目は回答割合に大きな差異がなく、それぞれ約3割となっています。一方、「わからない」も約1割強おり、住民が住まいの地域の福祉について意識し、より具体的に考える機会を設けることが重要です。

●近所に住む「ひとり暮らしの高齢者」、「寝たきりの高齢者や障がいのある方がいる家族」、 「子育てをしている家族」などに対する支援(日常生活上のお手伝いなど)について、どの ようにお考えですか。あなたの考えに最も近いものを選んでください。(○は1つ)

回答者数 525



「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」の3項目を合わせた 『支援したい』は約8割となっています。



公的機関への連絡、相談が約半数、警察への連絡、相談が約2割を占めています。それ以下の項目は、1割未満にとどまっています。

●住民が中心になって行う活動として、「こんなことであれば私にもできる」と思うことはありますか。(○はあてはまるものすべて)



日常の見守り、安否確認や雪かきが約4割を占めています。それ以下の項目は約3割となっています。

平成29年度と比較すると「簡単な家内作業(掃除、電球交換、障子貼りなど)」が5.5ポイント減少しています。

「簡単な家内作業(掃除、電球交換、障子貼りなど)」が減少している要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、住民同士が直接会う機会が減少していることが考えられます。

●あなたは、今までにどのようなボランティア・地域活動に参加したことがありますか。また、 今後の参加意向はありますか。①~⑫の活動内容について、参加経験、今後の参加意向のそれぞれについて、あてはまるものを1つだけ選んで、番号に○を付けてください。

(○はそれぞれ1つずつ)

回答者数 令和4年度(上段):525 平成29年度(下段):433 【①参加経験】

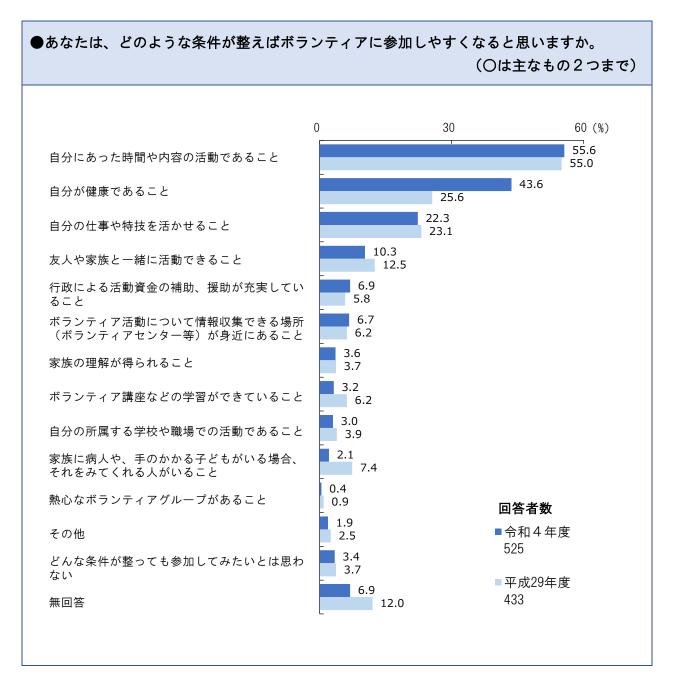
	1.9 11.4	68.8	17.9
① 地域の高齢者の方への支援	3.5 11.8	68.6	16.2
② フ本ィの土垣 トフ いょ の出さ	2.1 10.3	68.8	18.9
② 子育ての支援や子どもの世話	4.4 10.9	67.7	17.1
③ 障がいのある方(児童)への援助 ④ 福祉施設訪問や福祉施設内での活動・	1.5 7.4	71.8	19.2
	3.0 8.3	71.4	17.3
	0.8 10.1	70.1	19.0
行事のお手伝い	4.4 15.7	63.5	16.4
(5) 健康づくりに関する活動や保健事業、 献血等への協力 (6) 自然環境保護や環境美化に関する活動	3.4 21.0	56.2	19.4
	6.0 27.3	50.1	16.6
	5.9 23.4	52.2	18.5
少 自然來死体度下來死天间に因 f 6/10到	8.5 22.6	51.7	17.1
⑦ 自治会や地域の行事のお手伝い	9.0	42.9	16.0
	13.4 30.9	40.4	15.2
● 芸術・文化、スポーツ・	5.1 27.2	51.0	16.6
8 レクリエーションに関する活動	10.2 22.6	51.0	16.2
⑨ 国際交流に関する活動	1.7 10.7	67.6	20.0
② 国际文加に因する石動	2.8 10.2	69.5	17.6
⑩ 青少年の健全な育成に関する活動	1.7 9.9	68.6	19.8
	1.8 - 7.9	71.8	18.5
① 災害時の救援活動	2.7 11.8	67.2	18.3
	3.0 11.1	67.7	18.2
⑫ まちづくり全般に関する活動	2.5 12.4	64.8	20.4
	3.0 14.3	65.1	17.6
	0% 20%	40% 60%	80% 100%
	■ 今も参加している		
	◎ 参加したことがない 無回答		

「今も参加している」と「参加したことがある」を合わせた『参加したことがある』が最も多いのは【⑦自治会関連のボランティア】で、約4割となります。一方、最も少ないのは【③障がいのある方(児童)への援助】が1割未満となっています。

平成 29 年度と比較すると【④福祉施設訪問や福祉施設内での活動・行事のお手伝い】において「参加したことがない」が 6.6 ポイント増加しています。また、【⑤健康づくりに関する活動や保健事業、献血等への協力】において「参加したことがない」が 6.1 ポイント増加しています。

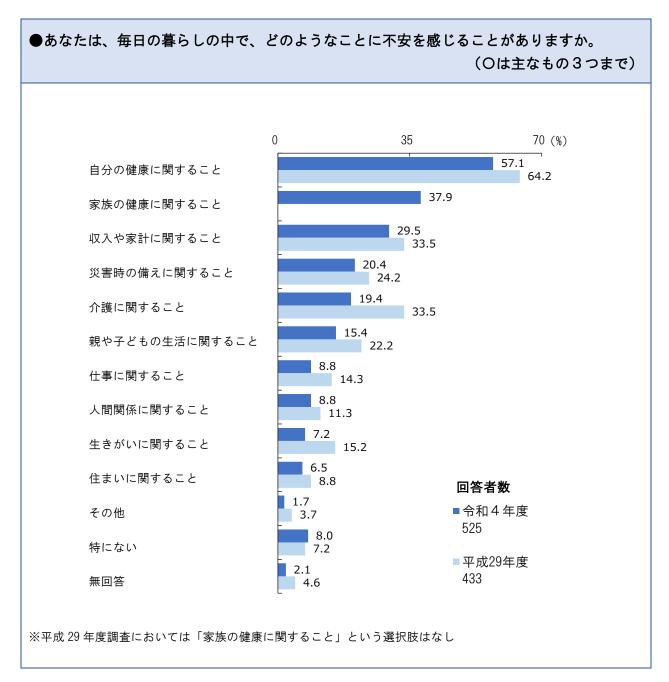
回答者数 525 【②参加意向】 40.0 30.5 29.5 ① 地域の高齢者の方への支援 43.2 26.1 30.7 ② 子育ての支援や子どもの世話 40.0 ③ 障がいのある方(児童)への援助 29.0 31.0 福祉施設訪問や福祉施設内での活動・ 21.9 46.9 31.2 行事のお手伝い 健康づくりに関する活動や保健事業、 29.9 39.0 (5) 31.0 献血等への協力 45.1 26.9 28.0 ⑥ 自然環境保護や環境美化に関する活動 37.3 ⑦ 自治会や地域の行事のお手伝い 33.5 29.1 芸術・文化、スポーツ・ 41.7 29.5 28.8 レクリエーションに関する活動 38.5 ⑨ 国際交流に関する活動 31.0 30.5 42.9 26.3 ⑩ 青少年の健全な育成に関する活動 30.9 27.4 ① 災害時の救援活動 42.7 29.9 33.7 ② まちづくり全般に関する活動 35.4 30.9 0% 20% 40% 60% 80% 100% 🧼 参加したくない ■ 参加したい 無回答

「参加したい」が最も多いのは自然環境に関するボランティアで、4割超となっています。 一方、「参加したくない」が最も多いのは福祉施設などに関する活動で約半数となっています。



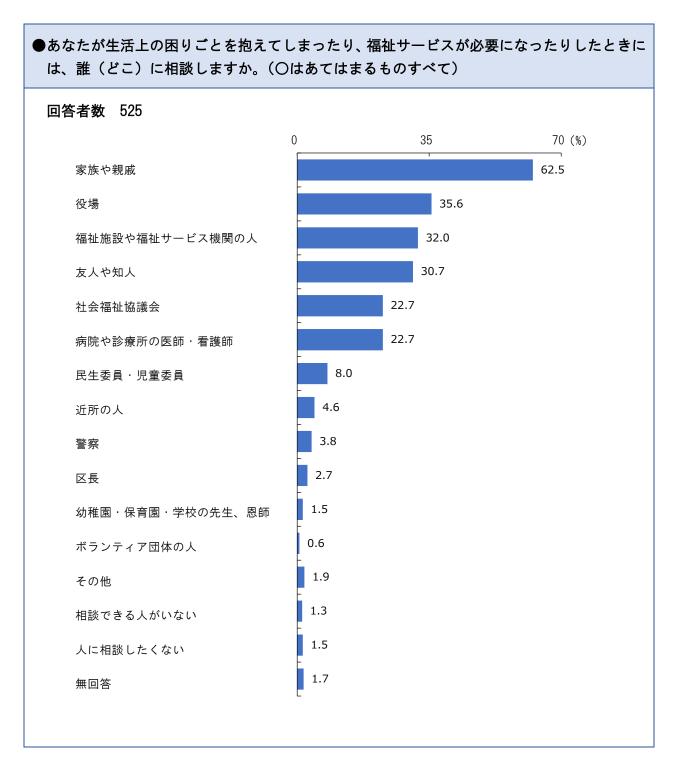
「自分にあった時間や内容の活動であること」が半数超、「自分が健康であること」が約4割、「自分の仕事や特技を活かせること」が約2割となっており、それ以下の項目は1割以下にとどまっています。

平成 29 年度と比較すると、「自分が健康であること」が 18.0 ポイント増加しています。「家族に病人や、手のかかる子どもがいる場合、それをみてくれる人がいること」が 5.3 ポイント減少しています。

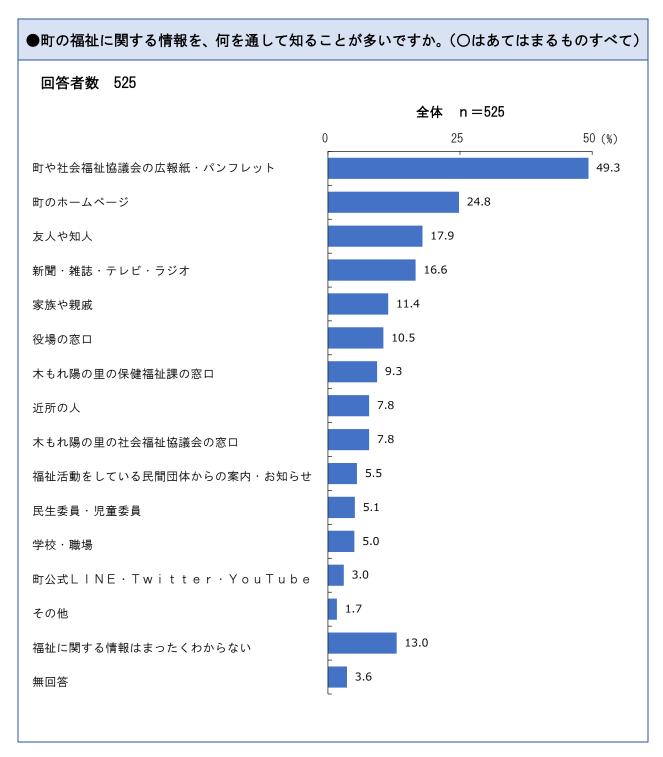


自分や家族の健康に関することが上位を占め、収入や家計に関することも約3割を占めています。

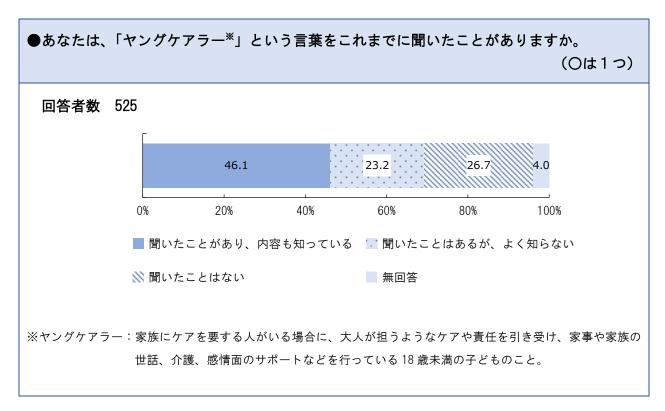
平成29年度と比較すると、「介護に関すること」「生きがいに関すること」「自分の健康に関すること」などが減少しています。



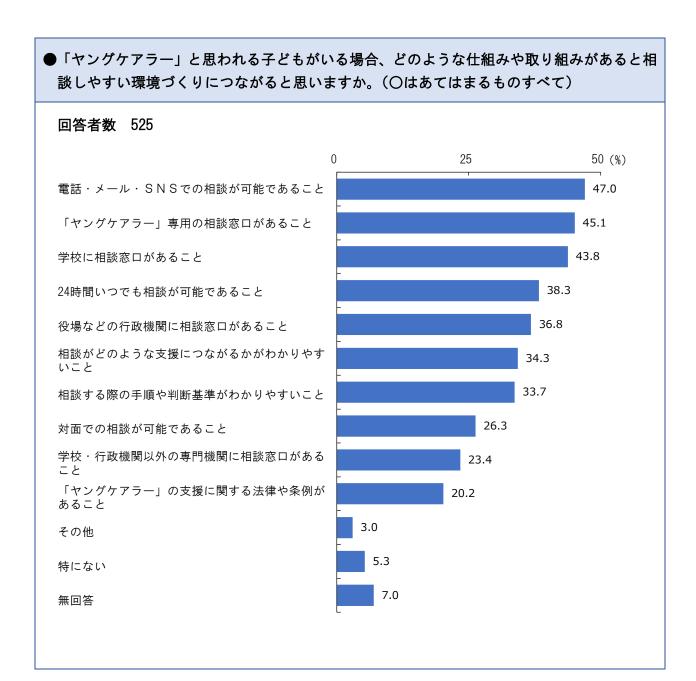
「家族や親戚」が約6割、役場や福祉サービス機関などの主要な公的機関は約3割となっています。



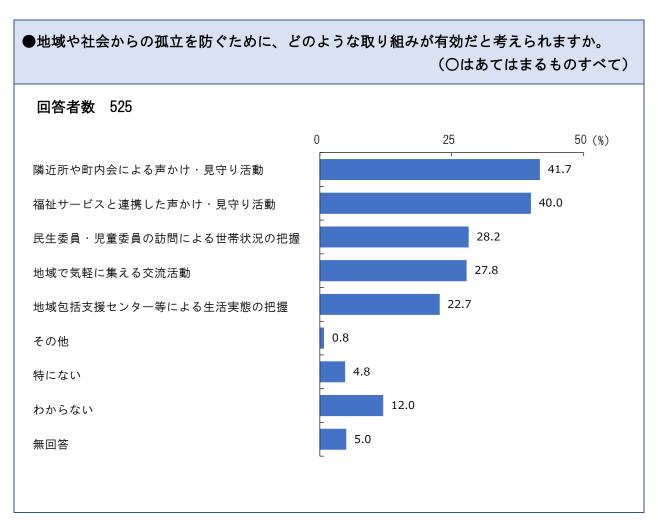
公的機関や社会福祉協議会に関する情報源が上位を占めています。一方、「福祉に関する情報はまったくわからない」という方も約1割存在しています。また、「町公式LINE・Twitter・YouTube」が3.0%にとどまっており、認知度が低いことがわかります。町の福祉に関する情報源として、より多くの住民への認知度を高めること、それを実際に活用できる機会を増加させることが必要です。



「聞いたことがあり、内容も知っている」と「聞いたことはあるが、よく知らない」をあわせた『聞いたことがある』が約7割となっており、認知度としては高くなっています。

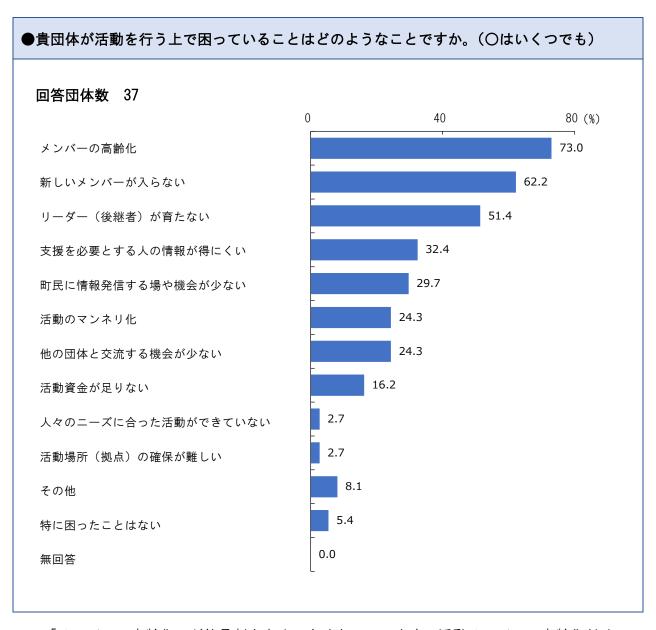


「電話・メール・SNSで相談可能となること」が約半数を占め、場所や時間を問わず気軽に相談できる仕組みが重要視されています。また、専門的な相談窓口や子どもたちの身近な学校に相談窓口があるということも重要視されており、相談体制の整備にあたり検討が必要です。

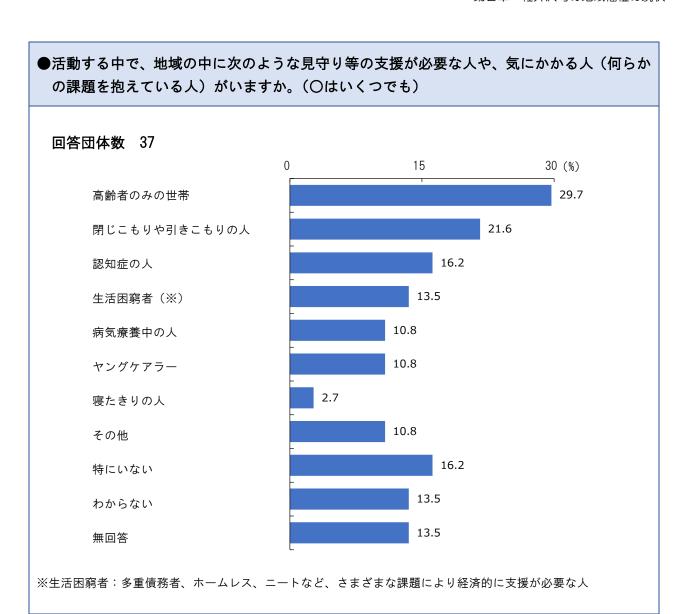


身近な町内会や各福祉サービスによる、いずれも「声かけ・見守り活動」が約4割を占めています。

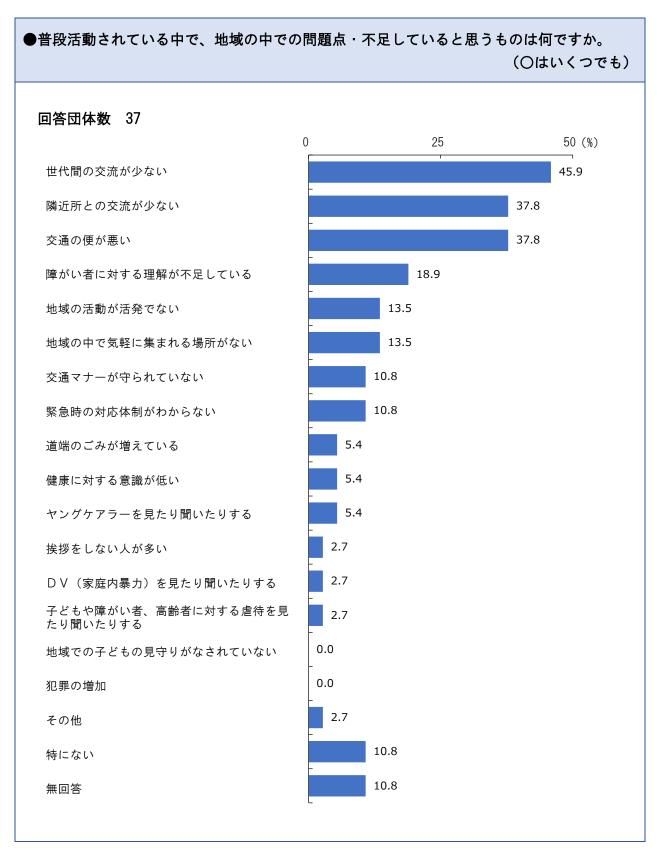
②関係機関・団体への調査



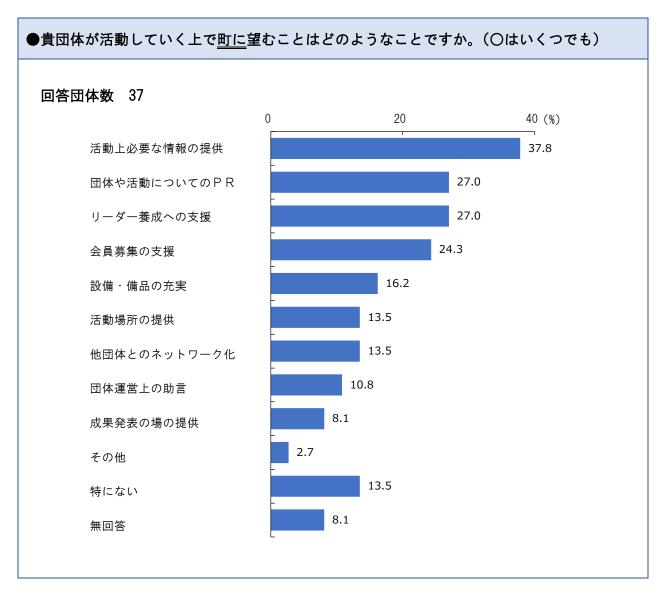
「メンバーの高齢化」が約7割を占めて多くなっています。活動メンバーの高齢化だけでなく、「新しいメンバーが入らない」や「リーダー(後継者)が育たない」ということも約半数~6割を占め、地域の高齢化の影響が出ているといえます。



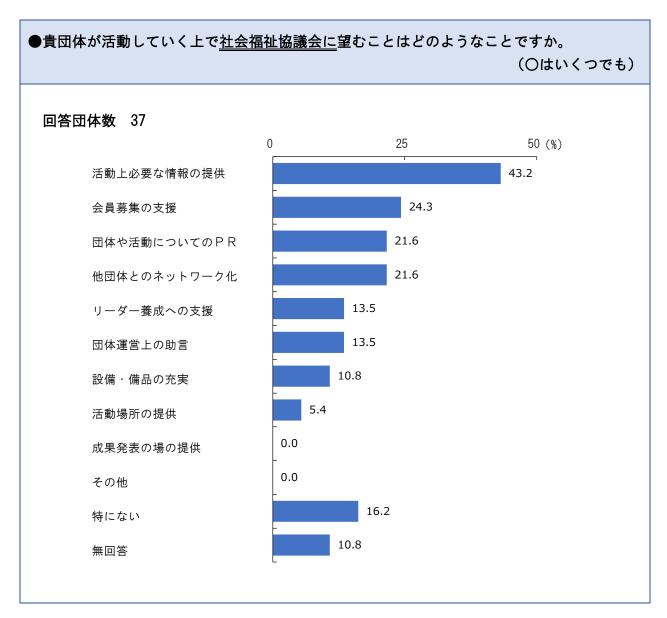
「高齢者のみの世帯」が約3割、「閉じこもりや引きこもりの人」が約2割を占めて多くなっています。



「世代間の交流が少ない」が4割強、「隣近所との交流が少ない」「交通の便が悪い」が約4割を占めています。前述の町民アンケートにおいても、どんな人が住んでいるかわからない・近所付き合いはしないという方が一定数存在しており、住民同士の交流が減少していることがわかります。



「活動上必要な情報の提供」が約4割を占めて多くなっています。



前述の町に望むことと同じく「活動上必要な情報の提供」が約4割を占めて多くなっています。

●誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために、軽井沢町はどのような施策を行うべきだと思いますか。(○は主なもの3つまで)

回答団体数 37

地域などの身近な場所で、相談できる窓口を増やす

支援を必要とする人の多様な希望に応えられるよう、 豊富な種類のサービスを用意する

災害時に援助を必要とする人を地域で助ける体制を整 備する

福祉に関する情報提供を充実する

福祉に関するサービスを提供する事業者を増やす

地域活動を推進していくためのコーディネーターを育 成する

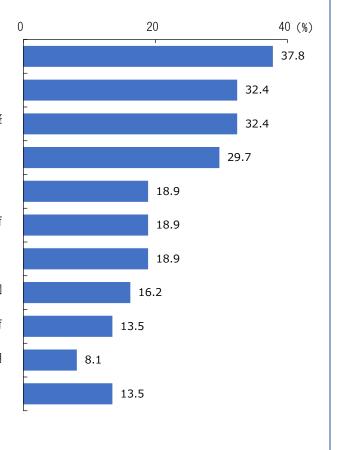
福祉に関するボランティア活動を支援する

地域住民同士や行政、またはNPOやボランティア団 体等とのネットワークをつくる

地域における福祉に関する活動の中心となる人材を育 てる

地域住民同士が気軽に立ち寄れる自由な交流の場を用 意する

無回答



「地域などの身近な場所で、相談できる窓口を増やす」が約4割を占めて多く、それ以下については支援を必要とする人のために豊富な種類のサービスを用意する・災害時に援助の必要な人を助ける体制の整備・福祉に関する情報提供の充実に関することが約3割を占めています。身近な場所における、より直接的で具体的な支援が求められています。

3. 計画策定課題の整理

【自助・互助・共助・公助について】

さまざまな福祉課題が存在する現代においては、自助・互助・共助・公助の適切な仕組み を構築し、地域に根付かせることが大切です。そのためには、地域福祉以外の保健や医療な どにかかわる取り組みやサービスの提供体制の充実なども重要です。

アンケート調査結果をみると、「隣近所にどんな人が住んでいるのかわからない」「近所付き合いはしない」という方は合わせて1割程度となっています。また、近所に住む人への支援について「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が合わせて約3割となっています。隣近所との付き合いが全くない人が一定数いることに加えて、支援したいとは思うものの自分自身にその余裕がなく、行動ができない人が多いというのも現状です。一方で、地域や社会からの孤立を防ぐために有効な取り組みとして「声かけ・見守り活動」が最も多かったこと、関係団体調査結果において、地域の中で不足している点として「世代間の交流が少ない」「隣近所との交流が少ない」を挙げる意見が多かったことからも、地域住民同士の交流が重要とみなされていることがうかがえます。

地域の住民を含め、誰もが福祉の受け手・担い手であるという意識をもち、福祉事業者や活動団体の育成や住民参加、地域ぐるみの福祉推進体制をいっそう強化していく必要があります。

【地域や住民を支援する環境の整備について】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大もあり、雇用・就労などに関する状況は、さらに厳しいものになっています。このような社会環境を背景に、生活困窮状態となる可能性の高い世帯が増えつつあります。統計データより、保健福祉課における「心配ごと相談及び民生委員・児童委員への相談の状況」でも【生活問題】に関する相談件数が最も多くなっています。

また、高齢の親が長年ひきこもっている子どもと同居していることで起こる課題である「8050問題」や、介護と育児など、複数のケアに同時に取り組んでいる世帯(「ダブルケア」)が抱える複合的課題、サービス利用拒否やホームレス状態、ごみ屋敷、不登校などの使える制度がない「制度の狭間」にある課題など、住民が抱える生活課題はいっそう多様化・複雑化しています。

地域福祉も含めた、高齢者や障がい者、子ども・子育てに関する各福祉分野との連携を図るとともに、支援を必要とする対象者の属性を問わず、一体的な支援を行う「重層的支援体制」の視点から、より効果的かつ全庁的な取り組みのもと地域福祉を推進していく必要があります。

関係団体調査結果において、軽井沢町において必要な施策として「地域などの身近な場所で、相談できる窓口を増やす」「支援を必要とする人の多様な希望に応えられるよう、豊富な種類のサービスを用意する」などが多く挙がったことからも、多様な生活課題を受け止め、適切な支援へつなげる体制づくりが求められています。

【地域福祉や地域活動を支える人づくりについて】

地域福祉や地域活動を支える人づくりを進めるためには、地域で支えあう心の醸成、具体的な支援活動を実行するボランティアの育成、さらに、専門的な知識や技術をもとに保健・福祉業務に携わることができる人材育成まで、さまざまな取り組みが必要です。しかし、地域福祉・地域活動の担い手の不足・高齢化が町の課題として顕在化しており、新たな担い手を確保し育成していくことが求められています。

アンケート調査結果をみると、ボランティア活動などに関しては「④福祉施設訪問や福祉施設内での活動・行事のお手伝い」「⑤健康づくりに関する活動や保健事業、献血等への協力」において、平成29年度調査結果と比較し参加者がやや減っています。また、ボランティア活動へ参加しやすくなる条件については、前回調査同様「自分にあった時間や内容の活動であること」が最も多く、さまざまな時間帯や環境で参加できるボランティア活動などをより増やしていくことが課題となります。

また、地域で活動している団体が活動していく上で町に求めることとして、「活動上必要な情報の提供」「団体や活動についてのPR」「リーダー養成への支援」などが多くなっています。福祉に関する積極的な情報発信・提供を行うとともに、この情報発信を通して福祉の担い手の掘り起こしを図ることの重要性がうかがえます。

【地域の活性化について】

いきいきとした地域づくりのためには、住民の安定した生活を確保することが重要です。また、町においては、さまざまな地域活性化の取り組みと連携した地域福祉活動の展開を図ることが必要です。特に、軽井沢町で行う独自の地域福祉活動や経済活動の活性化、健康などをテーマとした取り組みや、ボランティア活動などを含む新たな取り組みを展開していくことが重要です。

第3章 計画の基本理念と目標

1 基本理念

軽井沢町は、町の施策推進の基本である新たな「第6次軽井沢町長期振興計画・基本構想」において、「~豊かな自然と共生する~ 人と自然と文化で築く 環境先進都市 軽井沢」を将来都市像に掲げ、住民がまちに愛着や誇りを持ち、かつ持続可能なまちづくりを展開していくことを目指しています。

また、そのまちづくりにおける基本施策のひとつである、「誰ひとり取り残さないまちづくり」において、保健・医療・福祉を中心とした地域福祉施策を推進することとしています。この基本施策においては、「地域包括ケア」をまちづくりにおける重点分野として位置づけ、「住み慣れた地域で生きがいを持ち安心して暮らし続けられるまち」の実現に向けて、地域のつながりによる支援体制の構築や、高齢者・障がい者・子どもなどを含むすべての住民の暮らしを包括的に支援する重層的支援体制の構築を推進しています。

本計画においても、自助・互助・共助・公助による多様な支えあい、助けあいの心をもってつながり、地域福祉を「我が事・丸ごと」の視点で包括的に捉え、さまざまな主体による参画のもとで「誰ひとり取り残さない」「地域共生社会」づくりを目指すことが大きな目標となります。

優れた自然環境の中で、地域福祉のまちづくりを通して、軽井沢の財産を育み、豊かな未来へつなぐことを目指します。

以上を踏まえて、本計画では、以下の基本理念を掲げ、地域福祉のいっそうの推進を図っていきます。

基本理念

誰ひとり取り残さないまち 軽井沢

計画の愛称:軽井沢 支えあいのまちづくりプラン

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、本計画では以下の5つの基本目標を掲げ、計画を推進していきます。

基本目標1 健やかで安心な生活を支えるまちづくり

住民の健康でいきいきとした生活を支える保健・医療・福祉サービスの充実に努めるとともに、町の保健福祉サービスの総合拠点である「木もれ陽の里」の機能強化・アクセス性の向上を図ります。また、誰もが不安を抱えることなく暮らすことができるよう、福祉に関する相談支援体制及び多様な媒体を活用した情報提供体制の整備に努めます。

基本目標2 子育てを地域で支えるまちづくり

次世代を担う子どもたちの健やかな成長を町全体で支えるため、子育てを支援する体制の整備と、子どもたちが安全かつ心豊かに過ごすことができる環境整備を推進します。加えて、 支援を必要とする子ども及び子育て家庭への支援策の充実を図ります。

基本目標3 健康寿命の延伸と介護が必要になっても安心できるまちづくり

高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを推進するとともに、健康づくりに向けた取り組みや介護予防・機能訓練などの自立生活確保を支援するサービス・取り組みの充実に努めます。また、年代に応じた健康づくりに加えて、高齢者や障がい者が地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、就労支援や生きがいづくりへの支援を推進します。

基本目標4 障がい等にかかわらず誰もが幸せに生活できるまちづくり

権利擁護や虐待・家庭内暴力対策などの充実に努め、障がい者や高齢者が地域で不安なく 暮らせる環境づくりを図ります。また、交通安全対策や防犯対策、外出・移動支援などの充 実を通して住民がいきいきと活動できるまちづくりを推進するとともに、緊急時に備えた地 域防災対策を推進します。

基本目標5 自助・互助・共助・公助による支えあいのまちづくり

地域住民同士のさまざまなつながり・交流を推進することで支えあいの心を醸成し、地域 福祉を「我が事・丸ごと」の視点で包括的に捉え、ともに生きる「地域共生社会」の実現に 向けた取り組みを展開します。また、町全体で地域福祉を推進していくため、小さい頃から の福祉教育、町全体での意識啓発活動の展開、福祉を担う人材の発掘・育成を図るとともに、 地域福祉において中核的な役割を担う社会福祉協議会の機能強化や、福祉に携わるボランティアやNPO法人、活動団体などのネットワーク化を推進します。加えて、地域住民の多様 化・複雑化する生活課題に対応し、支援する体制の充実・強化を図ります。

○地域福祉を進めるための視点

地域福祉の推進においては、推進する主体のそれぞれが、役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくることが必要です。そのためには、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの視点を組み合わせ、重層的に取り組みを推進することが重要となります。

自助 互助 「できることは じぶんでやろう」 「身近な地域の お互いさま」 住民一人ひとりが 家族や近隣住民、友人などの 個人的な人間関係の中での 努力すること 助け合いのこと 共助 公助 「みんなを助ける ルール」 「行政による 暮らしの支え」 年金、医療、介護などの、 住民・地域などで解決できないことに 制度化された相互扶助のこと 行政が介入すること

3 施策の体系

基本目標	基本施策	推進施策
基本目標1	(1)質の高い保健・福祉・	①保健福祉複合施設「木もれ陽の里」の拠点性の充実
健やかで安心な	医療サービスの確保	と新たな役割
生活を支えるまち		②適切な苦情処理の推進
づくり		③サービス評価及びサービスの質的向上の促進
	(2)情報提供·相談支援	①福祉関連情報提供の充実
	の充実	②総合的な相談支援ネットワークの確立
基本目標2	(1)子どもの安全対策	①子どもの安全対策
子育てを地域で支	(2)子育て支援の充実	①子ども・子育て支援体制の推進
えるまちづくり		②支援を必要とする子育て家庭への支援の推進
基本目標3	(1)健康寿命の延伸	①高齢者保健福祉体制の推進
健康寿命の延伸と		②保健・福祉・医療の連携
介護が必要になっ	(2)長寿社会における安	①高齢者の安全対策
ても安心できるま	全・安心、生きがい・	②高齢者などの就労支援
ちづくり	就労体制の推進	③高齢者や障がい者の生きがい支援
		④余暇活動の促進
基本目標4	(1)生活支援体制の	①権利擁護の推進
障がい等にかかわ	充実	②虐待・家庭内暴力の防止やいじめ問題対策の推進
らず誰もが幸せに		③障がい者支援体制の推進
生活できるまちづ	(2)生活環境対策の	①人と自然にやさしい豊かな地域環境の整備
くり	充実	②地域安全(防犯・安全対策)の確保
		③別荘地も含めた総合的な地域防災対策の推進
		④外出・移動支援の充実
		⑤交通環境の改善
基本目標5	(1)福祉教育・人づくりの	①住民の意識啓発及び人権・福祉教育の推進
自助·互助·共助·	推進	②福祉ボランティア学習の推進
公助による支えあ		③福祉人材育成の推進
いのまちづくり	(2)社会福祉協議会の	①住民の理解促進
	機能強化	②社会福祉協議会の機能の強化
	(3)ボランティア・NPO法	①ボランティア活動基盤の充実
	人活動の促進	②青少年のボランティア活動への参加促進
		③団塊世代のボランティア活動などへの参加促進
		④NPO法人や住民活動団体への支援及びネットワーク化
	(4)地域活動の育成とネ	①地域コミュニティ組織の育成・支援
	ットワークの形成	②活動組織のネットワーク化促進
		③地域福祉活動拠点の充実
	(5)男女共同参画促進と	①男女共同参画意識の啓発
	住民福祉の増進	②男女共同参画の促進
		③住民全般の福祉増進
	(6)交流の活性化	①気軽に参加できるつどいの場と機会づくり
		②住民相互交流の促進及び人にやさしい地域文化の
		醸成
		③世代間交流の促進
	(=) (1) (() () () ()	④多様な交流の促進
	(7)多様化・複雑化する	①生活困窮者への支援
	生活課題に対応する	②ひきこもり状態の人への支援
	支援の充実	③再犯防止の推進
		④多様な生活課題への対応強化
		⑤自殺対策の推進

4 持続可能な軽井沢目標 "S軽Gs" の視点に立った施策の推進

「第6次軽井沢町長期振興計画・基本構想」では、持続可能な社会の実現を目指すSDGsの理念に基づいて、総合戦略とSDGsの目指す目標を融合させ、軽井沢町の実状にあった"持続可能な軽井沢目標(Sustainable 軽井沢 Goals)"(略称:S軽Gs)を設定し、推進しています。

本計画においてもこの "S軽Gs"を踏まえた施策の推進を図るものとします。本計画と主に関連のある SDGsの goals 及び "S軽Gs"のリーディング targets は次の 9 つです。





































SDGs のゴール	(上段): SDGsの goals (下段): S軽Gs/リーディング targets	SDGs のゴール	(上段): SDGsの goals (下段): S軽Gs/リーディング targets
1 対阻を なくそう	貧困をなくそう 安定した就労につながる支援 を行う	3 fatoak - M 健康と報告を	すべての人に健康と福祉を すべての住民の健康を維持・改 善する
4 現の高い教育を みんなに	質の高い教育をみんなに 子どもたちが住民とともに学 ぶ場を充実する	5 ジェンダー平等を 実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう 女性の参画及び平等なリーダ ーシップの機会を確保する
8 個きがいも 経済成長も	働きがいも経済成長も 新たな軽井沢産業を創出する	10 Aや図の不平等 をなくそう	人や国の不平等をなくそう 不公平·不平等のないまちづく りをする
11 dardions	住み続けられるまちづくりを 子どもたちが戻ってきたくな るような創業支援のプラット フォームをつくる	16 PRILOFE TATOLE	平和と公正をすべての人に 保護を必要とする子どもと 家庭への切れ目のない支援 をする
17 パートナーシップで 日報を選択しよう	パートナーシップで目標を達成しよう 町の政策の一貫性を目指し、官民、住民社会 のパートナーシップを推進する		

第4章 施策の内容

1 健やかで安心な生活を支えるまちづくり

(1)質の高い保健・福祉・医療サービスの確保





◆ 基本方向 ◆

軽井沢町における、保健福祉サービスの総合拠点である「木もれ陽の里」の機能充実を図るとともに、苦情に対する適切な指導・改善や、サービス評価などによる保健・福祉・医療サービスの質の向上を図ります。

◆ 推進施策 ◆

①保健福祉複合施設「木もれ陽の里」の拠点性の充実と新たな役割

福祉に関する情報提供・相談支援及び各種サービスの中核的な拠点となる「木もれ陽の里」の機能充実に努めるとともに、町内循環バスなどによる公共交通アクセスの確保・充実を図ります。また、今後の「木もれ陽の里」の運用方針及び保健福祉複合施設としてのあり方について検討していきます。

②適切な苦情処理の推進

サービスの利用がより効果的なものとなるよう、相談窓口において受け付けた保健·福祉 サービスなどに関する苦情を各専門機関や窓口、該当サービス提供者につなげるとともに、 適切な指導・改善などを行います。

③サービス評価及びサービスの質的向上の促進

民間によって提供されるサービスについて、サービス提供事業者による自己評価及び第 三者による評価を促進し、サービスの質の向上に努めます。

行政によって提供されるサービスについては、サービスの客観的評価を行うとともに、評価に基づくさらなるサービスの質の向上に努めます。

サービスの改善・向上を図るため、アンケート調査などを活用した住民意識の把握を定期 的に行います。また、民生委員・児童委員や自治会などと連携しながら、住民が持つ福祉ニ ーズの把握に努め、サービスの充実を図ります。

(2)情報提供・相談支援の充実







◆ 基本方向 ◆

サービス利用者一人ひとりが、求めている保健・福祉サービスについての情報を正確に得られるよう、情報のバリアフリー化に配慮しながら、多様な媒体を活用した情報提供に努めます。

また、地域住民の抱える多様な生活課題の解決が速やかに図られるよう、町内の各種相談窓口について広く周知するとともに、多様化・複雑化する相談内容に対応するため、関係機関などと連携した総合的な相談体制の整備に努めます。加えて、相談機関相互の連携や情報共有、体系化、相談業務に従事する職員の資質向上を図ります。

◆ 推進施策 ◆

①福祉関連情報提供の充実

住民が福祉サービスなどの情報を容易に入手できるとともに、サービスを有効に活用することができるよう、高齢者の暮らしや介護、障がい、子育てに関する福祉ガイドブックの作成と更新・刷新・配布を行います。

ホームページや町公式SNS(LINE、Twitterなど)の利用などにより、子どもや高齢者、障がい者にもわかりやすい情報提供に努めます。

高齢者や障がい者、外国籍の人など、情報入手においてハンディキャップを有する人々に対しても地域や福祉に関する情報が十分に提供されるよう、外国語表記による情報提供や手話通訳者の派遣、点訳などによる情報提供のバリアフリー化・情報格差の縮小に努めます。

②総合的な相談支援ネットワークの確立

住民の多岐に渡る生活課題に対応するとともに、必要としているサービスを受けることができるよう、保健福祉複合施設「木もれ陽の里」における町保健福祉課の相談窓口を中心とした総合相談支援体制を整備します。

また、町とともに相談支援体制を構築する社会福祉協議会や地域の民生委員・児童委員、 障がい者やその家族を支援する相談支援専門員、関係機関などとの情報共有などによる連 携強化・ネットワーク化を推進し、相談者を専門の相談窓口・必要な支援へとつなぐことが できる体制整備を図ります。

町及び地域で相談支援業務に従事する職員・従事者の確保に努めるとともに、研修の開催などを通じた資質向上を図ります。

2 子育てを地域で支えるまちづくり

(1)子どもの安全対策





◆ 基本方向 ◆

軽井沢町に暮らす子どもが健やかに成長する環境整備を図るため、子どもの安全対策に向けた取り組みを推進します。

◆ 推進施策 ◆

①子どもの安全対策

町内のパトロールや自主的な防犯活動の強化、地域住民による見守り活動の推進による町と地域の連携により犯罪や交通事故を防止する機能の強化を図ります。また、子ども自身の危機回避能力向上を図るため、交通安全教育・防犯教育などの充実に努めます。

子どもが犯罪被害や事故に遭うことがないよう、地域環境の改善に努めます。また、児童 相談所や学校、警察、自治会などの関係者との情報交換・連携を強化し、危険箇所の把握や 安全対策に関する情報共有を図ります。

子どもたちをいじめから守るため、「軽井沢町いじめ防止基本方針」に沿ったいじめの未 然防止・早期発見と適切な対応に努めます。

商業施設が集積している町の特性を活かした、地域ぐるみでの青少年健全育成活動を促進していきます。



(2)子育て支援の充実











◆ 基本方向 ◆

子育て支援センター「るるぱる」や保健センター(子育て世代包括支援センター)、保育園、 幼稚園、児童館などによる子育て支援に努めるとともに、地域全体で子育てを支える体制づ くりを図ります。また、発達特性をもつ子どもへの支援や、子ども及び子育て家庭の貧困対 策、ひとり親家庭、ヤングケアラーなどの生活課題を抱える子育て家庭への支援を図ります。

◆ 推進施策 ◆

①子ども・子育て支援体制の推進

「軽井沢町子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、町内の教育・保育施設を整備していくとともに、町内の子どもとその保護者の暮らしを支える各種施策を展開し、子どもの健全な成長を支援します。

保護者の抱える悩みや不安・ストレスを受け止め適切な支援を図ることができるよう、子育て支援センター「るるぱる」及び子育て支援センター内の「子ども家庭総合支援拠点」、保健センター(子育て世代包括支援センター)などの相談支援体制を充実させます。

地域ぐるみで子育てを支援するため、保護者からの相談対応を行う相談員(サポーター)、アドバイザー、カウンセラーなどの育成を図ります。また、子育てをしている保護者などによる自主的なサークル活動を支援し、コミュニケーションが図れる場所の充実に努めます。

②支援を必要とする子育て家庭への支援の推進

発達特性をもつ子どもの早期発見・早期療育を図るため、多職種連携による支援体制を強化するとともに、整備中の町児童発達支援センター及び児童発達支援事業所「にじいろポケット」などの活用を推進します。

家庭が経済的な問題を抱えていることによって「相対的貧困」の状態にある子どもを支援し、成長後も再び貧困層となってしまう「貧困の連鎖」を断ち切るため、子どもの貧困状況の把握に努めるとともに、適切な支援へとつなげる体制の整備を図ります。また、貧困状態にある子どもの居場所づくりや学習支援の方策について検討します。

母子・父子などのひとり親家庭や寡婦家庭などに対する、資金貸付などの金銭的支援や就労支援を充実させます。

通学や仕事をしながら、障がいや病気のある親や祖父母、きょうだいなどの介護や世話をしている 18 歳未満の子どもを指す「ヤングケアラー」について、町内における実態把握と具体的な支援策の検討を図ります。

3 健康寿命の延伸と介護が必要になっても安心できるまちづくり

(1)健康寿命の延伸





◆ 基本方向 ◆

軽井沢町に住む高齢者が健康で長生きできるよう、保健・福祉・医療の連携による適切なサービスの提供、医療サービスの充実、年代に応じた健康づくりに向けた取り組みの推進を図ります。

保健・医療・福祉の連携により、介護保険制度や障害者総合支援制度と連携した生活支援 体制整備・サービスの充実を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」 の構築に向けた取り組みを推進します。

◆ 推進施策 ◆

①高齢者保健福祉体制の推進

「軽井沢町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく高齢者保健福祉施策及び適切な介護保険給付を推進し、高齢者の心豊かでいきいきとした暮らしを支えます。

また、「地域包括ケアシステム」を深化させるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域住民同士の支えあいや専門職などの連携による「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進します。

②保健・福祉・医療の連携

高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児などを含む地域住民に対応するケアなどに必要な保健・医療・福祉サービスが適切に確保されるよう、また、救急医療が確実に提供されるよう、 町と関係機関相互の連携を確保・強化します。

また、年代・ライフステージに応じた健康づくり活動、各種健診・検診及び保健指導の充実、生活習慣病予防・早期発見・重症化予防に係る取り組み、介護予防に係る取り組みを充実させ、住民の健康の保持・増進を推進するとともに、健康寿命の延伸を図ります。加えて、町内の保健事業についてまとめたパンフレットなどを作成し、事業の周知を図ります。

(2) 長寿社会における安全・安心、生きがい・就労体制の推進







◆ 基本方向 ◆

高齢者や障がい者など社会的に弱い立場にある人が、特殊詐欺被害や消費者被害などの犯罪被害や事件・事故に遭うことがないよう、地域環境の改善に努めるとともに、地域と連携した安全対策を推進します。

また、年齢や障がいの有無などにかかわらず、いきいきとした豊かな暮らしを送ることができるよう、就労支援や生きがいづくり、余暇活動への支援などを充実させます。

◆ 推進施策 ◆

①高齢者の安全対策

地域住民による見守り活動の推進や自主的な防犯活動の強化を通して、町と地域の連携による犯罪・事故防止機能の強化を図ります。

高齢者や障がい者などが犯罪被害や事故に遭うことがないよう、地域環境の改善に努めます。また、警察、自治会、学校などの関係者との情報交換・連携を強化し、危険箇所の把握や安全対策、犯罪や事故に関する情報共有を図ります。

ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、障がい者などの支援を必要とする世帯に対する地域での見守り活動を支援するための情報提供に努めるとともに、 見守り活動の組織化を促進します。

町内の交通安全施設の充実を図るとともに、高齢者などに対応した交通安全教育の充実 に努めます。

②高齢者などの就労支援

働く意欲・働くことができる能力のある高齢者や障がい者、女性などが働く場を確保・提供するため、民間企業に雇用促進を働きかけるとともに、関係機関による職能開発や就職相談・紹介などの充実を図ります。

シルバー人材センターとの連携による高齢者の就労機会の充実を促進します。

障がい者の就労を指導・支援するジョブコーチの配置を推進します。

③高齢者や障がい者の生きがい支援

公民館などで実施する健康づくりや文化活動、技能習得などの各種講座やイベントなど、 高齢者による生涯学習に係る取り組みを充実させることで、閉じこもりの防止と生きがい づくりを図ります。

各種活動・講座の場において、誰もが参加しやすくなるよう、支援が必要な方への配慮を 検討します。

④余暇活動の促進

心豊かな暮らしを支援するため、余暇活動の実施に適した地域環境を活用し、健康づくりに寄与するスポーツ・レクリエーション活動や豊かな自然環境と親しむ野外活動などの余暇活動の機会の充実に努めるとともに、活動環境の整備に努めます。



4 障がい等にかかわらず誰もが幸せに生活できるまちづくり

(1)生活支援体制の充実







◆ 基本方向 ◆

権利擁護や虐待・家庭内暴力対策、差別などへの対策を通して、高齢や障がいなどの理由により支援を必要とする住民が住み慣れた地域で不安を抱えることなく暮らすことができる支援体制を整備していきます。

◆ 推進施策 ◆

①権利擁護の推進

高齢や障がいなどにより判断力が十分でない人の生活を支援する成年後見制度や社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、制度の仕組みや事業内容、利点や留意すべき点などを詳細に広く周知することで、制度・事業の有効活用を図ります。

ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、障がい者など支援を必要とする世帯に対する地域での見守り活動を支援するための情報提供に努めるとともに、見守り活動の組織化を促進します。

②虐待・家庭内暴力の防止やいじめ問題対策の推進

子どもや高齢者、障がい者、その他の虐待、DV(家庭内暴力)などについて、要保護児童対策地域協議会などの関係機関などとの連携による的確な実態把握・課題解決に努めるとともに、防止に向けた広報啓発活動を町広報紙やパンフレットなどを活用して展開します。

また、虐待を行った保護者・養護者などの抱える問題やいじめ問題などに着目した包括的な支援体制の構築を図ります。

③障がい者支援体制の推進

障がい者が地域で自分らしく生活を送ることができるよう、必要な条例などの策定を図るほか、障害者差別解消法における「合理的配慮」及び「不当な差別的取り扱い」の禁止の推進、長野県の「障がい者共生条例(障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例)」などの制度について周知・啓発します。

障がい者とその家族などを支える地域づくりを進めるため、関係機関などと連携しながら地域活動の充実を図ります。

(2)生活環境対策の充実





◆ 基本方向 ◆

軽井沢町の自然豊かで優れた地域環境を守ることを基本としながら、誰もが安全かつ不自由なく外出・活動できるまちづくりを推進します。

また、別荘地である軽井沢町の特性を踏まえた総合的な防災体制の充実を図ります。

◆ 推進施策 ◆

①人と自然にやさしい豊かな地域環境の整備

自然豊かで優れた地域環境を守り創造するため、自然環境の保全、地域環境の向上を目指す地域活動の育成を進めます。

誰に対しても快適な社会環境をつくるため、新バリアフリー法に基づいた段差の解消や 歩道の整備など、計画的に道路や既存の公共施設のバリアフリー化を推進します。また、新 たに公共施設を建設する際は、バリアフリーに基づいた設計としていきます。

高齢者や障がい者が安全かつ快適に暮らすことができるよう、またその家族の介護負担が軽減されるよう、住宅改善・改善整備を推進します。

②地域安全(防犯・安全対策)の確保

障がい者など社会的に弱い立場にある人たちが犯罪被害や事故に遭うことのないよう、 自主的な防犯活動の強化や地域住民と行う見守り活動など、地域と連携した犯罪·事故予防 機能の強化を図ります。また、学校や警察、消防、自治会などの関係者との連携を密に行い、 犯罪·事故に関する情報共有を行います。

障がい者など何らかの援護を必要とする世帯に対する地域での見守り活動を支援するための情報を提供するとともに、地域住民によって実施される見守り活動の組織化を促進します。



③別荘地も含めた総合的な地域防災対策の推進

災害時の被害を最小限に抑えるため、地域で取り組む防災活動を支援するとともに、隣近所の助けあいによる初期消火や救出救護、避難誘導活動を行う自主防災組織の育成を図ります。

ひとり暮らし高齢者などの急病への対応や、災害発生時などに自力で避難することが困難な人も迅速に避難できるよう、地域住民による日常的な見守り活動を支援するとともに、個人情報に配慮しながら避難行動要支援者名簿の整備や「災害時住民支え合いマップ」の作成・更新を行います。また、避難行動要支援者名簿や「災害時住民支え合いマップ」について周知、利用促進を図ることで地域内の要支援者の把握と情報の共有化を推進します。加えて、今後避難行動要支援者となる見込みのある住民の避難支援に係る手段についても検討していきます。

避難所の防災備蓄品の拡充や避難生活時の感染症対策、避難所として使用する施設のバリアフリー化に努めます。

医療・福祉機関との連携による避難受け入れ体制の確保に努めるとともに、避難生活時における相談・指導、被災者の心のケアを行う体制を整備します。

災害時における情報弱者の存在を踏まえた情報提供体制について対策を検討します。

軽井沢町特有の別荘地についても、開発事業者などとの連携により防災対策の実施・徹底を促進するとともに、町の特性を踏まえた総合的な地域防災計画の策定を行います。

④外出・移動支援の充実

外出支援体制の充実を図るため、移動支援事業や社会福祉協議会による福祉車両による 移動支援サービスを実施するとともにサービスの有効な利用を促進します。

ボランティア保険の活用など、ボランティアによる外出・移動支援活動の展開に向けた条件整備を進めます。

⑤交通環境の改善

町内を走る路線バスについて、誰でも利用しやすいものとなるよう、事業者に対し低床化などを引き続き働きかけます。

公共交通に関する利便性の向上に向けて、町内を走るしなの鉄道や循環バスについて、乗り換えや乗り継ぎなどの利便性確保、駅やバス停の機能向上、タクシーの活用などを通して、利用しやすい交通環境の充実を図ります。

また、町内に存在する交通空白地帯の交通環境改善策について、誰もが利用でき利便性の高いオンデマンド交通の実証実験を行うなど、導入を視野に入れながら検討していきます。

5 自助・互助・共助・公助による支えあいのまちづくり

(1)福祉教育・人づくりの推進







◆ 基本方向 ◆

福祉サービスなどを必要とする人々との接点を創出し、住民に対する意識啓発、福祉教育や人権教育の推進、福祉ボランティア学習を推進していくとともに、地域福祉活動を担う人材の発掘・育成を推進します。

◆ 推進施策 ◆

①住民の意識啓発及び人権・福祉教育の推進

差別や偏見のない、誰も排除しない・されない地域社会を目指して、広報やパンフレット、ポスターなどを活用して人権に関する啓発を行うとともに、人権に関する講座や研修会を、地域住民や町内の企業、教職員など幅広い対象に向けて実施します。また、「軽井沢町人権総合計画」について、町ホームページなどを通じて周知していきます。

地域住民の福祉に対する意識の高揚を図るため、地域福祉に関する内容を扱った出前講座を、地域に出向いて実施します。また、学校教育や生涯学習の場をはじめとするさまざまな機会を用いて人権・福祉教育を実践し、他者を思いやり、支えあう「福祉の心」の育成を図ります。

加えて、新型コロナウイルス感染症などに関する差別·偏見やインターネット上における 差別・偏見・人権問題についても、対応策を検討し実践していきます。

②福祉ボランティア学習の推進

幼い頃から社会福祉への関心や理解を深め、福祉が身近なものとなるよう、児童・生徒を対象に、福祉教育実践校事業や地域での体験的なボランティア学習活動を通じて思いやりの心の育成を図ります。

また、高齢者や障がい者との交流などによる福祉体験の機会を確保・実施します。

③福祉人材育成の推進

高齢者や障がい者の生活支援、子育て支援などのサービス提供やボランティア活動にかかわる人材の育成を図るため、社会福祉協議会などとの連携による資格取得に向けた支援や福祉人材育成事業を充実させます。また、福祉に従事する職員を対象とした各種研修の充実を図ります。

特に、社会福祉士や介護福祉士、手話通訳士や点訳奉仕員、精神保健福祉士などの有資格者の養成を重点的に行います。

(2) 社会福祉協議会の機能強化





◆ 基本方向 ◆

町の地域福祉活動において中核的な役割を担う社会福祉協議会が円滑に活動を展開できるよう、活動内容・事業などの周知を通した住民の理解・参画促進を図るとともに、各種機能強化を図ります。

◆ 推進施策 ◆

①住民の理解促進

社会福祉協議会に対する町民の理解が深まるよう、社会福祉協議会の組織や活動内容、実施している事業などについての情報を、町ホームページやパンフレットなどを活用して発信していきます。

②社会福祉協議会の機能の強化

本計画と両輪となって、軽井沢町の地域福祉を推進する「軽井沢町地域福祉活動計画」の 策定と、「軽井沢町地域福祉活動計画」にて定めた施策・事業の展開を支援します。

社会福祉協議会が展開する高齢者生きがい活動事業や障害者福祉推進事業をはじめとする地域福祉活動に対し補助金を交付するなどの支援を充実させるとともに、町と社会福祉協議会との連携・情報共有、協働のもと取り組むべき課題の共有などを図ります。

地域福祉活動・ボランティア活動の調整機能、経営の視点を導入した事業運営などの社会 福祉協議会に必要である機能の強化を支援します。



(3)ボランティア・NPO法人活動の促進



◆ 基本方向 ◆

地域において、多様なニーズに応じた支援活動などを展開することが期待されているボランティアやNPO法人の育成を図るとともに、ボランティア活動基盤の強化と福祉の担い手と支援を求める人とをつなぐネットワーク化を推進します。

また、地域に暮らす誰もが福祉活動を身近なものと認識することができるよう、ボランティア活動に関する情報発信やボランティアへの参加機会の充実に努めます。

◆ 推進施策 ◆

①ボランティア活動基盤の充実

ボランティアに参加したい人とボランティアを必要としている人をつなぐとともに、一人ひとりがまちづくりに参加することを支援するボランティアコーディネーター機能の充実に向け、ボランティア活動を支援・推進するボランティアセンターの役割を担う社会福祉協議会の取り組みを支援します。

町内で行われるボランティア活動を支援するため、ボランティアの活動拠点の整備やイベントなどの参加機会の充実、ボランティア活動の活性化に関する情報の収集・提供に努めます。

住民のボランティア活動に対する関心を高め参加を促進するため、町広報紙やパンフレット、ホームページなどを活用して町内で行われているボランティア活動についての情報発信を行います。

ボランティアの養成や地域活動に関する講座の開催と講座内容の充実を通して、地域で活動するボランティアの発掘・養成を推進します。

②青少年のボランティア活動への参加促進

社会福祉協議会などが実践する福祉教育実践校事業などを通して、福祉教育の推進や福祉活動の展開を図ります。

青少年のボランティア活動への参加促進に向け、福祉体験や社会体験学習・実習などの小・中学生や高校生のためのボランティア体験機会を充実させるとともに、少ない時間や不定期でも参加できるよう活動内容の工夫を図ります。

③団塊世代のボランティア活動などへの参加促進

地域におけるまちづくり活動や福祉活動において大きな役割を担う高齢者などの参加促進を図るため、企業の退職者や地域の元気な高齢者に対し、ボランティア活動について周知していきます。

元気な高齢者が地域でいきいきと活動することができるよう、高齢者がもっている豊富な知識や経験、能力を地域活動の中で活用できる機会の創出・提供を促進します。

④NPO法人や住民活動団体への支援及びネットワーク化

多様な住民ニーズに対応し、自主性を基盤とした福祉活動を展開するNPO法人の創設 支援と育成を図ります。

町内で幅広く活動している住民活動団体などが、地域の福祉資源(人材・施設など)の有効活用や情報交換・共有、協働による新たな取り組みの創出など相互に連携・協力できるよう、活動への支援を図るとともに、団体間の交流機会の充実を図ります。



(4)地域活動の育成とネットワークの形成



◆ 基本方向 ◆

地域福祉において必要不可欠な地域住民による福祉活動への参画を促進するため、住民による支えあい活動の基盤となる地域コミュニティ組織の育成・支援や地域の活動組織のネットワーク化、地域福祉活動の拠点となる施設の充実を図ります。

◆ 推進施策 ◆

①地域コミュニティ組織の育成・支援

地域コミュニティ組織の中核として重要な役割を担う自治会について、加入率の向上と 住民自治機能の強化を図るため、チラシの作成などによる自治会加入の重要性に関する啓 発の実施や自治会活動の支援を行います。

自治会組織などを基盤としながら、新たな時代に対応した地域コミュニティ組織の再編・ 創設について、住民や関係機関とともに研究・検討を図ります。

地域福祉を中核的に担う民生委員・児童委員による見守り活動の充実を図ります。

②活動組織のネットワーク化促進

自治会などの住民自治組織や学校、子育てサークルなどの子ども・子育て関連団体、女性関連団体、老人クラブなどの高齢者関連団体、障がい者関連団体、ボランティア団体、NPO法人などの地域において活動するさまざまな団体による連携・協働と全町的な活動の展開を図るため、団体間の連絡・調整機能を担うことで相互の交流・ネットワーク化を推進します。

③地域福祉活動拠点の充実

地域住民が地域福祉推進の担い手となって地域福祉活動を継続的に行うことができるよう、地域福祉活動の拠点としてコミュニティ関連施設や福祉施設の会議室、空き店舗、地区の公民館などの施設を有効に活用し、町内のすべての地区に定期的な地域活動を実施できる拠点を整備することを目指します。

(5)男女共同参画促進と住民福祉の増進







◆ 基本方向 ◆

男女共同参画による地域福祉活動の充実を図るため、男女共同参画意識についての啓発を行うとともに、「第3次軽井沢町男女共同参画計画(きらめきプラン3)」に基づく人権施策を推進していきます。

さまざまな住民が参加する各種行事などの開催を通して、地域住民同士が支えあう地域社 会づくりを推進します。

◆ 推進施策 ◆

①男女共同参画意識の啓発

男女共同参画による地域福祉活動の推進を図るため、パンフレットの発行や地域住民を対象とした出前講座の開催、男女共同参画フォーラムの開催などを通じた男女共同参画意識の啓発に努めます。

②男女共同参画の促進

「第3次軽井沢町男女共同参画計画(きらめきプラン3)」の推進を通じて、男女共同参画による地域づくりを促進します。

③住民全般の福祉増進

地域住民がお互いに関心を持ち、支えあえる地域社会づくりを図るため、多様な住民などが参加・交流することのできる各種行事や教室などの開催や活動の充実に努めます。

(6)交流の活性化



◆ 基本方向 ◆

地域の住民同士が気軽にふれあい、交流することができる場を整備していくとともに、居住歴や世代を超えた交流、障がいのある人とない人の交流などの多様な交流、ふれあいの機会の創出を図ることで、住民一人ひとりの相互理解を促進します。

◆ 推進施策 ◆

①気軽に参加できるつどいの場と機会づくり

地域の住民同士が日常的な生活の中で互いを知り、つながりを持つことができるよう、気軽に参加できるつどいの場として積極的に活用されるように集会所や公園などを整備し、地域におけるふれあいの活発化を図ります。

また、地域における「通いの場」などの交流機会の充実を促進します。

②住民相互交流の促進及び人にやさしい地域文化の醸成

移住者の多い軽井沢町において、新しい住民を地域の交流の場に迎え入れ、地域への定着と地域活動に参加する意識の醸成を図るため、意識の啓発に努めるとともに、地域コミュニティの育成支援と交流機会の充実を図ります。

地域における見守りや声かけなどの継続的な働きかけを日常的に行うことができるよう、 近所付き合いの重要性について啓発するとともに、助け合いを大切にする意識づくり、地域 文化の醸成を図ります。

③世代間交流の促進

地域の高齢者と子どもが昔の遊びや伝統行事などを通してふれあうなど、さまざまな世 代が交流することのできる施設の整備や機会の充実を図ります。また、交流機会における実 施内容についてより多くの住民が参加できるものとなるよう検討していきます。

④多様な交流の促進

障がいの有無などにかかわらず町内の児童生徒が相互理解を深めることができるよう、 交流教育や福祉施設への訪問などの機会の充実を図ります。

町域を超えた多様な交流を活発化させるため、自然環境の保全活動や障がい者に対する 支援活動などの拡大を図ります。

(7) 多様化・複雑化する生活課題に対応する支援の充実









◆ 基本方向 ◆

平成 30 年4月施行の改正社会福祉法では、地域住民のいっそう多様化・複雑化する生活課題に対応するための取り組みを展開し、充実していくことを行政に求めています。町においても、福祉に関するさまざまな生活課題に対して、包括的に対応することのできる支援策の充実・強化を図っていきます。

◆ 推進施策 ◆

①生活困窮者への支援

生活に困窮する町民の経済的な自立を支援するため、実態把握などに努めるとともに、「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護に至る前段階の自立支援策として、社会福祉協議会や生活就労支援センター(まいさぽ)、フードバンク軽井沢、公共職業安定所(ハローワーク)、福祉事務所などとの連携による事業実施に努めます。

生活困窮などにより、支援が必要な方に対し、生活保護実施機関である福祉事務所につな げる支援を行います。また、生活の立て直しに向け、日常生活における課題の解決に向けた 相談対応や関係機関との調整などの支援に努めます。

②ひきこもり状態の人への支援

ひきこもり状態で悩む本人及びその家族への支援を図るため、長野県ひきこもり支援センターや保健所、福祉事務所などと連携しながら、面談や訪問などを通した包括的な支援・対応を行います。また、就労の意思がある人に対しては、公共職業安定所(ハローワーク)との連携による就労支援を行います。

③再犯防止の推進

地域における防犯活動の実施と、保健・福祉・医療サービスなどとの連携を通じた再犯防止を推進します。また、保護司などの関係機関と連携しながら、社会復帰への支援を図ります。

④多様な生活課題への対応強化

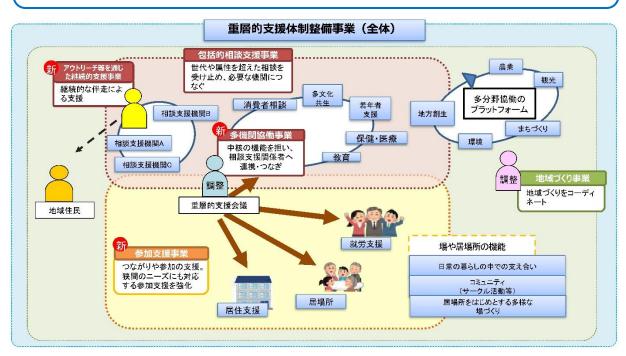
周囲から見て支援が必要であると感じられるのにさまざまな理由によって支援が困難な人、サービス利用拒否やホームレス状態などの使える制度がない「制度の狭間」の課題を抱えている人に対して、民生委員・児童委員など住民と接する機会が多い地域の関係者・関係機関と情報交換や連携をしながら、適切な対応を図ります。

支援を必要とする対象者の属性を問わず、相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」について、実施体制の構築を図ります。

また、町内で暮らす外国籍の人の地域での孤立を防ぐとともに、抱えている生活上の課題に対してアプローチできるよう、相談支援体制などの整備に努めます。

【重層的支援体制整備】

- ○相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、包括的支援事業において包括的に相談を 受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事 業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な 連携のもとで支援できるようにする。
- ○なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい 人の場合には、アウトリーチなどを通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築 に向けて支援をする。
- ○相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には 参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- ○このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支えあう関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- ○以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、 伴走する支援体制を構築していく。



資料:厚生労働省

⑤自殺対策の推進

「軽井沢町自殺対策推進計画」に沿って、関係機関や団体との連携により自殺対策にかかわる取り組みを推進し、こころの健康の保持・増進と自殺の予防に努めます。また、自殺対策において重要な役割を担うゲートキーパー養成講座を町内各所で実施し、町職員や教育関係者、福祉関係者、住民などに対して広く受講を推奨します。

第5章 重点施策

今後、軽井沢町の地域福祉活動を活発化させていく上で、特に重要性が高い施策を重点施策として位置づけ、軽井沢町と町内の関係機関や各種団体、民間企業、各種ボランティア、そして町民との連携・協働による取り組みを推進していきます。

重点施策の概要

①地域共生社会の実現

「自助・互助・共助・公助」や「我が事・丸ごと」などの考えに基づき、多様な住民による 参画や住民同士のかかわりあい・支えあいを推進しつながりを持つことで、住民一人ひとりの 暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指していきます。

②関係機関とのネットワークづくり

町行政をはじめ、社会福祉協議会や学校、医療機関、福祉施設、警察、消防などの多様な機関により地域課題を共有し、互いに連携・協力しながら課題解決に取り組むことができるネットワークの構築を図ります。

③福祉人材・組織の育成

社会福祉協議会ボランティアセンターで行われているボランティア研修などの充実を図るとともに、さまざまな世代に向けたボランティア研修の開催やボランティア団体・NPO 法人の育成を図ります。

④総合的な地域福祉拠点機能の向上

「木もれ陽の里」について、地域福祉における総合的な調整・交流機能、相談支援・情報 提供体制を備えるとともに、各種地域活動を支援する中核拠点機能の強化を図ります。また、 今後の「木もれ陽の里」の運用方針及び保健福祉複合施設としてのあり方について検討して いきます。

⑤地域における居場所づくり

孤立や閉じこもりなどを防ぐため、地区の公民館・集会所などを活用した高齢者の通いの場の充実を図るとともに、児童や子育て世帯、障がい者などが集まり交流や趣味、健康づくり活動などを行う場所の整備と立ち上げ支援を図ります。

⑥避難行動要支援者支援の推進

自力で避難することの困難な避難行動要支援者について、地域住民による見守り活動を推進するとともに、避難行動要支援者名簿の整備・活用と避難支援を実施するための計画である「災害時住民支え合いマップ」(個別避難計画)の作成を推進します。加えて、地域で行われる防災活動を支援し、自主防災組織の育成・強化を図ります。

第6章 計画の推進に向けた取り組み方針

1 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画は、軽井沢町全体の地域福祉推進の指針であり、行政の福祉部門にとどまらない、全町を挙げた取り組みのもと推進される計画であると位置づけられます。

このため、計画の推進にあたっては、関係部署と広く連携しながら、施策・事業の実施調整を図っていきます。

2. 社会福祉協議会及び関係機関や各種団体との連携

町は、これまで軽井沢町社会福祉協議会との連携のもと地域福祉を推進してきました。今後においても、本計画の基本理念及び基本目標の達成においては、社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

このため、本計画における施策展開にあたっては、社会福祉協議会が策定する「第4次軽井沢町地域福祉活動計画」との連携のもとで推進していくものとします。

また、町民や各種ボランティア、福祉サービス事業者、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO団体その他の関係団体、長野県、国などの福祉関係機関とも連携・協働を図ることで、地域福祉の推進に係る体制の強化に努めます。

3. 計画の検証・評価

地域福祉計画を実行性のあるものとして推進していくために、施策・事業の実施状況や課題を把握しつつ、解決策を検討しながら計画の進行管理・評価を行います。

また、住民参加の視点から住民意識調査や地域福祉活動関係者との意見交換会などを随時実施し、地域福祉活動に対する住民の意識や福祉へのニーズ、活動実態の把握に努めるとともに、利用者の立場に立った福祉サービスの適切な評価を行うことができるよう、住民の声を踏まえた検証を推進します。

2 地域福祉における役割分担

区分	主に担う役割		
地域住民	地域福祉推進の主役である住民	●地域福祉を推進する団体(自治会、	
	は、自らが福祉サービスの受け手だ	地区社会福祉協議会、民生福祉委	
	けでなく、担い手でもあるという認	員協議会など)への参加・協力	
地域	識をもち、地域社会を構成する一員	●福祉ボランティアなどへの参加	
10 15%	として地域活動を推進する役割を	●地域における生活課題の把握	
 各種関係団体	担うことが期待されます。	●見守り・声かけなどの自主的な福	
存住以床凹体		祉活動	
		●地域福祉を担う人材の発掘 など	
	福祉サービスの提供者として、利	●福祉ボランティアなどの受け入れ	
	用者の自立支援、提供するサービス	●地域との交流	
	の質の確保、利用者の保護、事業内	●サービスの質の確保・向上	
福祉サービス	容やサービス内容の情報提供・公	●苦情解決制度の整備	
	開、他のサービスなどとの連携に取	●相談支援機能の充実 など	
事業者	り組むことが期待されます。また、		
子 术 日	専門的な知識を持つ職員や施設な		
	どを活かし、住民や行政と連携・協		
	働しながら、地域福祉活動の活性		
	化、福祉のまちづくりに参画してい		
	くことが期待されます。		
	地域福祉の推進にあたって、町行	●福祉教育・人権意識の啓発の推進	
	政には、住民の福祉の向上を目指し	●地域福祉を推進する団体(社会福	
	て福祉施策を総合的に推進すると	祉協議会、地区社会福祉協議会、民	
	ともに、住民の生活を支援する体制	生福祉委員協議会など)への支援	
	を整備することが求められます。そ	●福祉ボランティアなどの活動支援	
町(行政)	のためには、ともに地域福祉を推進	● バリアフリー、ユニバーサルデザ	
Ψ] (1] μ χ/	する関係機関・団体などの役割を踏	インの推進	
	まえ、相互に連携・協働しながら、	●福祉などの総合相談支援体制の	
	地域における生活課題や住民ニー	整備	
	ズの把握と地域の特性に配慮した	●福祉情報の提供体制の整備	
	施策の推進を図ることが必要です。	●保健・福祉・医療などの連携の推進	
		など	

資料編

1 軽井沢町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

選出区分	氏	名	所 属	備考
学識経験者	中村	英三	長野大学学長	委員長
自治会代表	饗場	晴 雄	区長会代表	
民生福祉委員	櫻井	朝教	民協会長	
社協理事・監事	篠原	公 子	社協理事	
社協評議員	平澤	セツ子	社協評議員	
地区社会福祉協議会	利根川	徳子	旧軽地区社協	
福祉団体	中澤	善人	老人クラブ連合会会長	
福祉団体	松田	みとり	軽井沢町身体障害者福祉協会	
福祉団体	林 利	佳 子	ひとり親家庭の会代表	
福祉施設関係者	原田	修	浅間学園	
福祉施設関係者	馬場	さより	かるいざわ敬老園施設長	
ボランティア	筒本	和巳	ボランティア団体ニーナ代表	

2 計画の策定経過

年 月 日	項目名	備考・協議内容
令和4年7月1日~ 7月15日	町民アンケート調査の実施	
令和4年11月15日~ 11月30日	関係団体アンケート調査の実施	
令和4年12月19日	第1回軽井沢町地域福祉計画 策定委員会	○第4次軽井沢町地域福祉計画の概要について○第4次軽井沢町地域福祉計画の骨子案について
令和5年1月23日	第2回軽井沢町地域福祉計画 策定委員会	○第4次軽井沢町地域福祉計 画の素案について
令和5年2月27日~ 3月10日	パブリックコメント	
令和5年3月14日	第3回軽井沢町地域福祉計画 策定委員会	○パブリックコメントの結果 報告 ○第4次軽井沢町地域福祉計 画の承認



第4次軽井沢町地域福祉計画

軽井沢 支えあいのまちづくりプラン~(令和5年度~令和9年度)

発行・編集:軽井沢町保健福祉課(木もれ陽の里内) 〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 4844 番地 1 TEL: 0267-44-3333 FAX: 0267-44-1396





軽井沢町地域福祉計画

~誰ひとり取り残さないまち 軽井沢~

令和5年度~令和9年度

軽井沢

支えあいのまちづくりプラン



